

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(1)学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていることを確認する。 ○自己点検評価の目的、対象、統括する委員会、実施頻度、結果公開を規定すること。	自己点検・評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等	資料1-1-1-(1)-01.自己点検・評価委員会規則 資料1-1-1-(1)-02.自己点検・評価シート(プレ審査用のもの) 資料1-1-1-(1)-03.自己点検・評価実施基準に関する申合せ 資料1-1-1-(1)-04.自己点検・評価実施基準に関する申合せ(別表2 自己点検・評価体制図) 資料1-1-1-(1)-05.自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針に関する規則	副校長(総務主事)	○	令和7年度に自己点検・評価の方針を改定し、認証評価の評価基準を元にした評価方法をスタートさせた。
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていることを確認する。 ・実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在が明記してあることを確認する。 ・具体的には、該当する体制に責任を持つ者(校長が最終的な責任者であるとして、質保証に関して責任を持つ者)が定められていること、教育研究活動等及び各教育課程に責任を持つ者(学科長等)と上記責任者との情報共有の形態(委員会やセンターのような組織の名称と体制)を確認する。 ○各種委員会の役割やPDCAサイクルの流れを自己点検評価実施要項に記載する必要があり、PDCAサイクルに示されている委員会の規定に、委員会における自己点検評価の実施内容を記載	実施体制等が確認できる資料(学則、関係規程等)	資料1-1-1-(2)-01.自己点検・評価委員会規則 資料1-1-1-(2)-02.プロボスト室規則 資料1-1-1-(2)-03.自己点検・評価シート 資料1-1-1-(2)-04.自己点検・評価実施基準に関する申合せ 資料1-1-1-(2)-05.新 茨城高専点検評価体制図(別表2) 資料1-1-1-(2)-06.教学IR室規則 資料1-1-1-(2)-07.自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていることを確認する。	自己点検・評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等	資料1-1-1-(3)-01.自己点検・評価委員会規則 資料1-1-1-(3)-02.自己点検・評価シート 資料1-1-1-(3)-03.自己点検・評価実施基準に関する申合せ 資料1-1-1-(3)-04.自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていることを確認する。	関係委員会の規定等	資料1-1-1-(4)-01.自己点検・評価委員会規則 資料1-1-1-(4)-02.自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(5) 第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていることを確認する。 ○第三者評価＝外部有識者評価・機関別認証評価・JABEE認定、特例適用専攻科認定	第三者評価に関する基本方針が明示されている規程等	資料1-1-1-(5)-01.自己点検・評価委員会規則 資料1-1-1-(5)-02.自己点検評価シート 資料1-1-1-(5)-03.自己点検・評価実施基準に関する申合せ 資料1-1-1-(5)-04. 参考会規則 資料1-1-1-(5)-05. 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること	(6) (5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていることを確認する。 ○第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結びつけることを業務として委員会の規程に明記すること 前回の第三者評価で指摘された事項の改善がなされているか。特に、外部有識者に自己点検・評価結果を示して意見を伺う規程としている場合は、自己点検・評価を3～4年間隔で実施することが望ましい。	実施体制等が確認できる資料(学則、関係規程等)	資料1-1-1-(6)-01.自己点検・評価委員会規則 資料1-1-1-(6)-02.自己点検・評価シート 資料1-1-1-(6)-03.自己点検・評価実施基準に関する申合せ 資料1-1-1-(6)-04. 参考会規則 資料1-1-1-(6)-05. 第33回参考会報告書 資料1-1-1-(6)-06. 第34回参考会報告書 資料1-1-1-(6)-07. 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること (1)DPが学校の目的に基づき定められていること (2)CPが学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること (3)APが学校の目的に基づき定められていること (4)学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていること	(1)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていることを確認する。 ・学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検・評価し、改善・向上に取り組む体制が整備されていることを規程等により確認する。 ○例えば、dp・cplは教務委員会、apは入試委員会、それに専攻科委員会などの規定を確認してください。	点検を行う体制が確認できる資料(関連委員会の規程等)	資料1-2-1-(1)-01 自己点検・評価シート 資料1-2-1-(1)-02 自己点検・評価実施基準に関する申合せ 資料1-2-1-(1)-03 茨城工業高等専門学校アセスメントプラン 資料1-2-1-(1)-04 茨城工業高等専門学校プロボスト室規則	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づき判断を行うことが定められていること	(1)教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準(基準5-1-5-11)の内容の点検・評価を行うことが規程等で定められていることを確認する。	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料1-2-2-(1)-01 自己点検・評価シート 資料1-2-2-(1)-02 自己点検・評価実施基準 資料1-2-2-(1)-03 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づき判断を行うことが定められていること	■DPが具体的かつ明確であること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-1-1-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-1-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-2-1-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-2-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-3-1-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-3-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会で確認した記録 資料5-3-1-(2)-01 令和7年度茨城工業高等専門学校シラバス 資料5-3-1-(3)-01 茨城工業高等専門学校卒業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程 資料5-3-2-(1)-01 課題研究、卒業研究、各系の実験及びGlobalPBLのシラバス 資料5-3-2-(2)-01 企業実習のシラバス 資料5-3-2-(2)-02 令和7年度MIPPEプラス説明会資料 資料5-3-2-(2)-03 令和6年度MIPPEプラス実施者の単位認定資料 資料5-3-2-(2)-04 令和7年度MIPPEプラス実施者の単位認定資料 資料5-3-2-(3)-01 グローバル研修プログラム 資料5-3-2-(4)-01 教務委員会における単位認定資料(グローバル研修)	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導方法が採用されていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-4-1-(1)-01 令和7年度行事予定表 資料5-4-2-(1)-01 令和7年度授業時間割 資料5-4-2-(1)-02 令和7年度特別活動計画表	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■適切な履修指導、支援が行われていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-5-1-(1)-01 副専攻の教育課程 資料5-5-1-(1)-02 学則及び教育課程 資料5-5-1-(1)-03 特例適用専攻科の認定科目表 資料5-5-1-(1)-04 電気・電子系電気主任技術者関係科目等の資格取得について 資料5-5-1-(1)-05 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料5-5-1-(1)-06 令和7年度知識・技能審査による単位認定者一覧R07.07.18認定分まで 資料5-5-1-(1)-07 各系の卒業研究のシラバス 資料5-5-1-(1)-08 教務委員会においてインターンシップの単位認定をした資料 資料5-5-1-(2)-01 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料5-5-1-(3)-01【R7】新入生オリエンテーション資料 資料5-5-1-(3)-02 図書館利用新入生ガイダンス資料 資料5-5-1-(4)-01 第4学年編入学生へのオリエンテーションに係る資料 資料5-5-1-(4)-02【入試係】R8第4学年編入学生補講計画表 資料5-5-1-(4)-03【入試係】シラバス 授業科目 日本語Ⅲ 資料5-5-1-(4)-04 バリアフリー支援室規則 資料5-5-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■CPIに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-6-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料5-6-1-(1)-02 茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程 資料5-6-1-(2)-01 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-1-(2)-02 定期試験問題等相互チェックシート 資料5-6-1-(2)-03 令和6年度卒業・修了認定会議資料(加工済み) 資料5-6-1-(2)-04 令和6年度進級認定会議資料(加工済み) 資料5-6-1-(3)-01 学則+教育課程 資料5-6-1-(3)-02 令和7年度茨城工業高等専門学校シラバス 資料5-6-1-(3)-03 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-1-(3)-04 定期試験問題等相互チェックシート 資料5-6-1-(3)-05 自主学習指導の記録 資料5-6-2-(1)-01 学生便覧(本校HP掲載版) 資料5-6-2-(2)-01 茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程 資料5-6-2-(2)-02 再試験の運用に関する申合せ 資料5-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料5-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■学校の目的及びDPIに基づき、公正な卒業判定が実施されていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-7-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料5-7-1-(1)-02 茨城工業高等専門学校 卒業成績の評価及び進級並びに卒業の認定 に関する規程 資料5-7-2-(1)-01 学生便覧(本校HP掲載版) 資料5-7-3-(1)-01 令和6年度卒業・修了 認定会議資料(加工済み)	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■学校の目的及びDPIに基づき、適切な学習成果が得られていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-8-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校 アセスメントプラン 資料5-8-1-(1)-02 令和6年度本科学生、 専攻科学生アンケート集計結果 資料5-8-2-(1)-01 令和6年度卒業・修了 時アンケート結果集計 資料5-8-3-(1)-01 令和6年度卒業・修了 後5年までの方へアンケート集計結果 資料5-8-4-(1)-01 令和6年度就職先企 業・進学先大学アンケート集計結果	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■APが具体的かつ明確であること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-9-1-(1)-01 HP 資料5-9-1-(2)-01 HP 資料5-9-1-(3)-01 HP 資料5-9-1-(3)-02 HP	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満了、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■学生の受入が適切に実施されていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-10-1-(1)-01 R8入学者募集要項 資料5-10-1-(1)-02 R8第4学年編入学生募集要項 資料5-10-1-(1)-03 [通知書]R8入学者推薦選抜試験面接設問及び口頭試問の作成について(依頼) 資料5-10-1-(1)-04 [入試委員会申合せ]第4学年編入学生の選抜基準(現地閲覧資料) ※面接関係 資料5-10-1-(1)-05 [入試委員会申合せ]入学者選抜試験業務担当者の選任について(現地閲覧資料) ※面接関係 資料5-10-1-(1)-06 R8推薦選抜面接設問(現地閲覧資料) 資料5-10-1-(1)-07 R8帰国子女特別選抜面接設問(現地閲覧資料) 資料5-10-1-(1)-08 R8第4学年編入学生選抜面接設問(現地閲覧資料) 資料5-10-1-(1)-09 R8入学試験委員会準学士課程の入学者選抜合格者判定資料及び議事要旨(現地閲覧資料、推薦・学力・帰国子女・外国人特別選抜一式) 資料5-10-1-(1)-10 R8入学試験委員会第4学年編入学生選抜試験合格者判定資料及び議事要旨(現地閲覧資料) 資料5-10-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校入学選抜に関する規則 資料5-10-2-(1)-02 アセスメントプラン 資料5-10-2-(2)-01 第2回入学試験委員会議事録(現地閲覧資料) 資料5-10-2-(2)-02 第2回入学試験委員会議事録 新入生アンケート結果	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること	■実入学人数が入学定員に対して適正数となっていること	チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	資料5-11-1-(1)-01 学則 資料5-11-1-(2)-01 茨城工業高等専門学校入学選抜に関する規則 資料5-11-1-(2)-02 様式2-2 平均入学定員充足率計算表 資料5-11-1-(3)-01 様式2-2 平均入学定員充足率計算表	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-③ 施設・設備、学生支援に関し行う自己点検・評価の方法が定められていること	(1)基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていることを確認する。	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料(基本方針、関連規程等)	資料1-2-3-(1)-01 自己点検・評価シート 資料1-2-3-(1)-02 自己点検・評価実施基準に関する申合せ	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	(1)自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業(修了)生、卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者の意見が反映されるようになっていることを確認する。 ・関係者から意見を聴取することが定められていることを確認する。 ・意見聴取した結果を内部質保証体制が確認する仕組みが設けられていることを確認する。 ・関係者の参画する会議体やアンケートなど、意見聴取の実施時期・回数、実施主体、聴取項目や内容が具体的に定められていることを確認する。 ○所掌する委員会は多岐にわたる	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいづれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-01_自己点検・評価シート	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■教員	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいづれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-02_校長面談実施の通知(メール)	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■職員	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいづれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-03_運営会議事要旨(教職員へ3ポリシーを問うアンケート実施後)	副校長(総務主事)	△	令和7年度末に実施した教職員を対象とした茨城工業高等専門学校の目的、教育理念、3つのポリシーに関するアンケートの集計結果を用いて、各委員会・センター等へ検討を行うよう呼びかけるなど、「関係者の意見を聴取する仕組み」について検討を行ってください。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満了、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■在学生	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-04 茨城工業高等専門学校 アセスメントプラン 資料1-2-4-(1)-05 学生による授業アンケートに関する申合せ 資料1-2-4-(1)-06 令和6年度本科学学生、専攻科学生アンケート結果集計	副校長(教務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■卒業(修了)時の学生	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-04 茨城工業高等専門学校 アセスメントプラン 資料1-2-4-(1)-07 令和6年度卒業・修了時アンケート結果集計	副校長(教務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-01 茨城工業高等専門学校 アセスメントプラン 資料1-2-4-(1)-08 令和6年度卒業・修了後5年までの方へアンケート集計結果 資料1-2-4-(1)-11 同窓会との懇談会議事次第	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■保護者	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-10 学校と後援会との意見交換会議事次第	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	■中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者	自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料 (基本方針、関連規程等) 就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等 各意見聴取(関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等)に関する規程等 (就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業(修了)生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。)	資料1-2-4-(1)-04 茨城工業高等専門学校アセスメントプラン 資料1-2-4-(1)-09 令和6年度就職先企業・進学先大学アンケート集計結果 資料1-2-4-(1)-12 第33回参与会報告書 資料1-2-4-(1)-13 第34回参与会報告書	副校長(教務主事) 副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	(2)自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえて行っていることを確認する。	各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等) その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記と同様に該当箇所を明示すること。	—	—	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	【在学生の意見聴取】 学習環境に関する評価 学生による授業評価 学生による満足度評価(進級時等、卒業(修了)前の評価) その他	各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等) その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記○と同様に該当箇所を明示すること。	資料1-2-4-(2)-01.令和7年度校長と学生の懇談会資料 資料1-2-4-(2)-02.SD研修会資料 資料1-2-4-(2)-11.令和6年度第6回自己点検・評価委員会議事要旨	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	【卒業(修了)時の意見聴取】 卒業(修了)時の学生による満足度評価 その他	各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等) その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記○と同様に該当箇所を明示すること。	資料1-2-4-(2)-02.SD研修会資料 資料1-2-4-(2)-11.令和6年度第6回自己点検・評価委員会議事要旨	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	【卒業(修了)後の意見聴取】 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 就職先等による卒業生に対する評価 その他	各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等) その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記○と同様に該当箇所を明示すること。	資料1-2-4-(2)-02.SD研修会資料 資料1-2-4-(2)-11.令和6年度第6回自己点検・評価委員会議事要旨	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	【外部評価】 外部有識者の検証	各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検・評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等) その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記○と同様に該当箇所を明示すること。	資料1-2-4-(2)-03 令和7年度第1回自己点検・評価委員会資料 資料1-2-4-(2)-04 第33回参与会報告書 資料1-2-4-(2)-05 第34回参与会報告書 資料1-2-4-(2)-06 R6運営会議報告資料 資料1-2-4-(2)-07 R7運営会議報告資料	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること ○どのような事項について意見を聞くかについては、学校で定める必要がありますが、在学生などについては観点1-2-④(2)に内容が記載されているため参照するように。 どのような事項を聞くか実施要項を作成する。	教育活動に関する第三者評価(機関別認証評価、JABEE等)。 設置計画履行状況調査 その他	各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検・評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等) その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記○と同様に該当箇所を明示すること。	資料1-2-4-(2)-08 KIS実地評価受審要旨 資料1-2-4-(2)-09 KIS認証評価_評価結果 資料1-2-4-(2)-10 KIS中期改善計画書	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-⑤ 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	(1)基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていることを確認する。 ・自己点検・評価の結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が定められていることを確認する。 ・自己点検・評価の結果において確認された事項について、その対応の方針及び対応の計画が策定されていることを確認する。 ○この業務を自己点検評価委員会が一括して所掌することと考えられますが、教務委員会等の関係委員会が分担すること考えられますので、各校の体制に応じて規定の整備をしてください。	自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順を定めた規程等	資料1-2-5-(1)-01 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則 資料1-2-5-(1)-02 自己点検・評価実施基準に関する申合せ	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-⑥ 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること	(1)内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていることを確認する。 ・観点1-2-⑤の手順を経た上で内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規程等において定められていることを確認する。	内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順を定めた規程等	資料1-2-6-(1)-01 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則 資料1-2-6-(1)-02 自己点検・評価実施基準に関する申合せ	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-⑦ 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること	(1)対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていることを確認する。 ・内部質保証体制を定めた規程等において、対応計画の進捗の確認をする手順及び進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。	対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順について定めた規程等	資料1-2-7-(1)-01 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針等に関する規則 資料1-2-7-(1)-02 自己点検・評価実施基準に関する申合せ	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること	観点1-2-⑧ 自己点検・評価の結果が公表されていること	(1)自己点検・評価を実施し、その結果が社会一般に対し、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表されていることを確認する。	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料1-2-8-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-3【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること	観点1-3-① 内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること	(1)前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項に対応していることを確認する。 ・内部質保証体制が、前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項への対応(改善への取組を継続的にやっていること、また、改善が完了していればその状況)を行っていることを確認する。 ・前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項について、改善状況の報告が行われていない場合には、機関別認証評価において「改善を要する点」の候補となることを念頭に分析を行う。対応状況の報告を行ったものの、改善したと認められなかった場合には、指摘事項への対応状況について特記事項に記述する。	前回の機関別認証評価における評価結果を受けた対応状況(改善の取組)が確認できる資料(指摘事項に対しての改善策を審議・策定していることが確認できる会議資料、議事録等)	資料1-3-1-(1)-01 資料茨城工業高等専門学校 評価報告書(基準) 資料1-3-1-(1)-02 11茨城 高専機関別認証評価結果 改善すべき事項に対する対応状況 受審後1・3・5年目調査様式 資料1-3-1-(1)-03 教員会議議事要旨(H31のもの) 資料1-3-1-(1)-04 パリアフリー対応状況 資料1-3-1-(1)-05 第14回運営会議議事要旨R02.3.24 資料1-3-1-(1)-06 令和元年度～令和7年度予算要求事業・実施事業一覧	副校長(総務主事)	○	
領域1 教育の内部質保証システム	基準1-3【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること	観点1-3-① 内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること	(2)(1)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組を行っていることを確認する。 ・内部質保証体制が、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善していることを確認する。	基準1-2の各観点到に係る取組において実施した対応や措置が確認できる資料(自己点検・評価の報告書、第三者評価等の該当箇所、その他) 評価結果を受けた改善の取組が確認できる資料(改善例等)	資料1-3-1-(2)-01 KIS実地評価受審要旨 資料1-3-1-(2)-02 KIS認証評価評価結果 資料1-3-1-(2)-03 R6.11.20教員会議 議事要旨 資料1-3-1-(2)-04 教員会議議事要旨(R7.4月のもの) 資料1-3-1-(2)-05 学生へのアンケート結果告知メール(R6.11月) 資料1-3-1-(2)-06 始業式資料(先生が送信したメール本文) 資料1-3-1-(2)-07 入学式後オリエンテーション(教務主事)の資料 MCCとの紐づけ→HPで確認できるようにした https://www.ibaraki-ct.ac.jp/department/curriculum/index.html#mcc 資料1-3-1-(2)-08 シラバスチェックシート改訂版(教務から入手) 資料1-3-1-(2)-09 KIS中期改善計画書	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること	観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること	(1)学科の構成が学校の目的(自己評価書Ⅱに記載したものの。)及びDP と整合性がとれていることを確認する。 ・前回の機関別認証評価以降に改組があった学科は、経緯をそれぞれ400 字程度で記載する。	DP、学則、学校要覧等	資料2-1-1-(1)-01 学校要覧 資料2-1-1-(1)-02 運営会議議事要旨(教職員へ3ポリシーを問うアンケート実施後)	副校長(総務主事)	△	令和7年度末に実施した教職員を対象とした茨城工業高等専門学校の目的、教育理念、3つのポリシーに関するアンケートの集計結果を用いて、各委員会・センター等へ検討を行うよう呼びかけるなど、今後の対応について検討を行ってください。
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること	観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること	(1)専攻の構成が学校の目的(自己評価書Ⅱに記載したものの。)及びDP と整合していることを確認する。 ・前回の機関別認証評価以降に改組があった専攻は、経緯をそれぞれ400 字程度で記載する。	DP、学則、学校要覧等	資料2-1-2-(1)-01 学校要覧 資料2-1-2-(1)-02 運営会議議事要旨(教職員へ3ポリシーを問うアンケート実施後)	副校長(総務主事)	△	令和7年度末に実施した教職員を対象とした茨城工業高等専門学校の目的、教育理念、3つのポリシーに関するアンケートの集計結果を用いて、各委員会・センター等へ検討を行うよう呼びかけるなど、今後の対応について検討を行ってください。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること	観点2-2-① 教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること	(1)教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されていることを確認する。 ・教員の所属する教員組織及び学科等における教育の担当状況について確認する。 ・学科と専攻科それぞれの教員組織における責任体制(学科長、専攻長その他)について確認する。 ○例えば、教務委員会、学生委員会、入試委員会などが対象となりますが、教育活動を有効に展開するための検討、運営体制が分かるようにして下さい。	教育活動を有効に展開するために必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制が確認できる資料(当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等)	資料2-2-1-(1)-01 教務委員会規則 資料2-2-1-(1)-02 学生委員会規則 資料2-2-1-(1)-03 入学者選抜に関する規則	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること	観点2-2-② 全校的見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること	(1)教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、校長等(校長、副校長、各主事)の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が規定されていることを確認する。 ・学科会議等(教育活動に係る重要事項を審議するための組織)の構成、責任体制及び審議事項等。 ○教育研究活動を全校的に審議し、実施する組織について、構成、責任体制及び審議事項、組織及び議事の運営に関することを規程すること。	教育研究活動について審議し又は実施する組織について定めている規程等	資料2-2-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校運営会議規則	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること	観点2-2-② 全校的見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること	(2)上記組織における具体的な審議の状況。	機関別認証評価の前年度に実施された同組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分)	資料2-2-2-(2)-01 令和7年度第4回運営会議資料 資料2-2-2-(2)-02 令和7年度第4回運営会議議事要旨 (規則改正について審議した運営会議の資料・議事要旨)	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること	観点2-3-① 設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること	(1)一般科目担当の基幹教員、専門科目担当の基幹教員の数が、法令に従い確保されていることを確認する。 ・設置基準に照らして、基準数以上の教員が配置されていること。 ・設置基準に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況を説明する。	【様式2-1】高等学校現況表	資料2-3-1-(1)-01 総務委員会議事録 資料2-3-1-(1)-02 様式2-1 高等学校現況表	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること	観点2-3-② 専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること	(1)専攻科の授業科目担当教員が適切に確保されていることを確認する。 ・学校の目的やDPに基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていること。 ・専攻科の授業科目担当教員の確保の状況、各授業科目の担当教員の専門分野の適切性、研究指導を担当する教員の研究実績等。	【様式2-3】担当教員一覧表等	—	副校長(総務主事)	—	本校専攻科は、令和4年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断します。
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること	観点2-3-③ 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないよう適切な配慮がなされていること	(1)教員の配置について、教育研究水準の維持、向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないよう配慮されていることを確認する。 ・年齢構成に関し、全校の教員のうち50歳代の者の数が30歳代の者の数の3倍を超える場合は、特記事項でその状況の把握、理由の分析、具体的な対応の取組の状況や将来見通しを記述する。 ・全校の教員のうち女性教員の割合が10％に満たない場合は、特記事項でその状況の把握、理由等の分析、具体的な対応に係る取組の状況や将来見通しを記述する。	【様式2-6】教員の年齢・性別構成 (必要に応じ)検討や取組の状況が確認できる資料	資料2-3-3-(1)-01 総務委員会議事要旨 資料2-3-3-(1)-02 公募要領 資料2-3-3-(1)-03 様式2-6 教員の年齢・性別構成	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-① 教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること	(1)教員の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められていることを確認する。 ・教員の採用・昇任に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の水準が定められていること。 ・その水準の判断を行う方法が明確に定められていること。 ・基幹教員以外の教員(従前の例による場合は非常勤教員)を除く。 ○教員の採用及び承認に関する専攻手続きと職名別の進考基準を規定している必要がある。高等専門学校設置基準に定められた教員資格だけでは不十分のため注意	教員の採用・昇任に係る体制、基準、手続等に関する規程等(教員選考規則、昇任基準、審査要領等) 教育経歴、実務経験、性別構成その他に配慮していることが確認できる資料	資料2-4-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校教員等の任用に関する要項 資料2-4-1-(1)-02 学校要覧 教員一覧・担当教員一覧 資料2-4-1-(1)-03 茨城工業高等専門学校教員業績評価規則 資料2-4-1-(1)-04 茨城工業高等専門学校における教員内部昇任時に考慮する事項の取扱い 資料2-4-1-(1)-05 茨城工業高等専門学校評価領域の評価に関する要項	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-① 教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること	(2)(1)の基準に基づき、実際の採用・昇任が行われていることを確認する。	公募要領・様式、実績状況に関する資料等	資料2-4-1-(2)-01 公募要領 資料2-4-1-(2)-02 教員任用審査会議事要旨	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-② 全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること	(1)全教員(基幹教員以外の教員(従前の例による場合は非常勤教員)を除く。))に対して、校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行う体制が整備されていることを確認する。 ・教員の教育及び研究活動に関する評価の目的、及び評価の継続的(定期的)な実施について、規程や基準として定めていること。	実施体制等が確認できる資料(評価実施規程、教員評価の基準を定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分)	資料2-4-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校職員表彰取扱要項 資料2-4-2-(1)-02 茨城工業高等専門学校職員表彰規則取扱要項の運用に関する申合せ 資料2-4-2-(1)-03 運営会議報告議事要旨 資料2-4-2-(1)-04 茨城工業高等専門学校教員業績評価規則 資料2-4-2-(1)-05 茨城工業高等専門学校における教員内部昇任時に考慮する事項の取扱い 資料2-4-2-(1)-06 茨城工業高等専門学校評価領域の評価に関する要項	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	(1)把握した評価結果を基に行う取組が規定されていることを確認する。 ・評価結果を、個々の教員の処遇(給与・表彰等)や教育研究費の配分、改善に向けた指導等に反映させる規程等が定められていること。 ○当該欄にチェックを入れるためには、その実施要項の整備が必要	取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分) その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	-	副校長(総務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	■給与における措置	取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分) その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料2-4-3-(1)-01 茨城工業高等専門学校教員業績評価規則 資料2-4-3-(1)-02 茨城工業高等専門学校評価領域の評価に関する要項 資料2-4-3-(1)-03 茨城工業高等専門学校における教員内部昇任時に考慮する事項の取扱い 資料2-4-3-(1)-04 茨城工業高等専門学校における教員内部昇任時に考慮する事項の取扱い(別表)	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	□教育研究費配分における措置	取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分) その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	■改善に向けた指導	取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分) その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料2-4-3-(1)-07 学生による授業アンケートに関する申合せ 資料2-4-3-(1)-08 学生による担任評価アンケートに関する申合せ	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	■表彰	取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分) その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料2-4-3-(1)-05 茨城工業高等専門学校職員表彰規則取扱要項 資料2-4-3-(1)-06 茨城工業高等専門学校職員表彰規則取扱要項の運用に関する申合せ	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること	□その他	取組に関する規程等(評価実施規程、改善指導について定めた規程等) 機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等(1回分) その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-④ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)*が組織的に実施されていること	(1)学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制が整備されていることを確認する。 ・FDの実施体制・内容・方法(教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等)が明確に定められていること。 ○FDは教育の質を高めるためには重要な取組のため、FDを企画、運営、効果検証を所掌する委員会を定めて、規定類を整備する。	実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料(FDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等)	資料2-4-4-(1)-01授業参観のお知らせ(教員向け) 資料2-4-4-(1)-02授業参観のお知らせ(保護者向け)	副校長(教務主事) 副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること	観点2-4-④ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること	(2)定期的にFD が実施されていることを確認する。	実施状況一覧	資料2-4-4-(2)-01教員間の授業参観報告書(まとめ) 資料2-4-4-(2)-02授業参観保護者アンケート(まとめ)	副校長(教務主事) 副校長(専攻科長)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること	観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が配置されていること	(1)教育支援者(事務職員、技術職員、助手等)が法令に従い適切に配置されていることを確認する。 ・教育を展開する上で必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員等の配置状況。	【様式2-1】高等専門学校現況表 役割分担が確認できる資料(事務組織規程、事務組織図、技術室規程、職員一覧等) 助手を配置する場合、助手の位置付け・支援内容と人数配置状況が明示されている資料	資料2-5-1-(1)-02 様式2-1 高等専門学校現況表 資料2-5-1-(1)-01 総務委員会議事録	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること	観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が配置されていること	(2)図書館に専門的職員、その他の専属の教員又は事務職員等が配置されていることを確認する。	【様式2-1】高等専門学校現況表	資料2-5-1-(2)-02 様式2-1 高等専門学校現況表 資料2-5-1-(2)-01 総務委員会議事録	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること	観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が配置されていること	(3)教育補助者(指導補助者)を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されていることを確認する。 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する教員、職員、TA 等(指導補助者)について、「教育補助者(指導補助者)」の定義、業務内容や採用等に係る手続が規程等により定められていること。 ○高等専門学校設置基準で定められている指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続、研修、オリエンテーション指導や助言を規程している必要がある。	【様式2-1】高等専門学校現況表 教育補助者(指導補助者)の定義、業務内容、採用手続について定めた規程	—	副校長(総務主事)	—	指導補助者は配置されていないため、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が行われていること	観点2-5-② 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること	(1)教育支援者(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等)に対して、研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていることを確認する。 ・研修等の取組の方針、内容・方法及び実施状況等。	実施状況一覧	資料2-5-2-(1)-01 年次報告書(技術教育支援センターの概要) 資料2-5-2-(1)-02 SD研修実施リスト(プロボスト室から提出)	副校長(総務主事)	○	
領域2 教育組織及び 援者等	基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が行われていること	観点2-5-② 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること	(2)教育補助者(指導補助者)を配置する場合、研修、オリエンテーション、指導・助言などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていることを確認する。 ・研修等の取組の方針、内容・方法及び実施状況等。	研修の内容が確認できる資料	—	副校長(教務主事)	—	指導補助者は配置されていないため、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び 学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	(1)校地・校舎面積が法令に従い適切に確保されていることを確認する。	【様式2-1】高等専門学校現況表	資料3-1-1-(1)-02 様式2-1 高等専門学校現況表 資料3-1-1-(1)-01 総務委員会議事録	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び 学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	(2)法令に従い必要な施設が整備されていることを確認する。 ・施設・設備としては、教育研究等の必要に応じて、設置基準第23条に規定されている「運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設」及び同24条に規定されている「教室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設」が備えられていること。	【様式2-1】高等専門学校現況表 設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等)	資料3-1-1-(2)-02 様式2-1 高等専門学校現況表 資料3-1-1-(2)-01 総務委員会議事録(現況表を確認したもの)	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	(3)学科の種類に応じ、附属施設が法令に従い適切に整備されていることを確認する。 ・教育上必要な場合は、附属施設として、設置基準第27条に規定されている「実験・実習工場、練習船その他の適当な規模内容を備えた附属施設」が備えられていること。	【様式2-1】高等専門学校現況表 設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	資料3-1-1-(3)-02 様式2-1 高等専門学校現況表 資料3-1-1-(3)-01 総務委員会議事録(現況表を確認したもの)	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	■実験・実習工場	【様式2-1】高等専門学校現況表 設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	資料3-1-1-(3)-02 様式2-1 高等専門学校現況表 資料3-1-1-(3)-01 総務委員会議事録(現況表を確認したもの)	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	□練習船	【様式2-1】高等専門学校現況表 設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	□その他	【様式2-1】高等専門学校現況表 設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	(4)教育研究環境の充実を図るため、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペース等、(1)～(3)以外の施設・設備が設けられているか。	設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	—	副校長(総務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	■厚生施設	設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	資料3-1-1-(4)-01 学生便覧 資料3-1-1-(4)-02 学校要覧	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	■コミュニケーションスペース	設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	資料3-1-1-(4)-03 学生便覧 資料3-1-1-(4)-04 学校要覧	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	■自主的学習スペース	設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	資料3-1-1-(4)-05 学生便覧 資料3-1-1-(4)-06 学校要覧	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること	□その他	設置状況が確認できる資料(キャンパスマップ、学生便覧等) その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-② 施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること	(1)施設・設備の安全衛生管理体制が整備されていることを確認する。 ・安全衛生、教育・生活環境の管理として、施設・設備における耐震化、老朽化への対応、外灯や防犯カメラの設置等の安全・防犯面、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるような配慮等の状況を把握し、改善等を行う体制が整備されていることを規程等により確認する。 ・施設・設備に法令上の要件が課されている場合(防火・防災管理、薬品管理、高圧ガス管理、放射線管理等)は、適切な管理運営の体制が整備されていること。 ・実験・実習工場等の学生向けのガイダンスに関しては、観点3-1-②-(1)で説明する。	安全衛生管理体制が確認できる資料(安全衛生管理規程、関係委員会規程等) 設備使用に関する規程、設備利用の手引き等	資料3-1-2-(1)-01 安全衛生委員会規則 資料3-1-2-(1)-02 令和7年度安全衛生委員会議事要旨 資料3-1-2-(1)-03 実験実習安全必携 資料3-1-2-(1)-04 防犯カメラ設置場所一覧	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-② 施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること	(2)施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われていることを確認する。 ・施設・設備について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)により求められる合理的配慮(障害のある人からバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること)が行われていること。	施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化の取組を示す資料(障害者差別解消法の合理的配慮について確認できる資料)	資料3-1-2-(2)-01 直近のバリアフリー等対応実績一覧	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-③ 図書館において、教育研究上必要な資料を整備していること	(1)図書館を法令に従い備えていることを確認する。 ・図書館の設備の整備状況。 ・図書館に必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を適切に配置していることは、観点2-5-①で確認する。	【様式2-1】高等専門学校現況表 整備状況が確認できる資料(学校要覧、図書情報センター利用案内等)	資料3-1-3-(1)-01 様式2-1 高等専門学校現況表 資料3-1-3-(1)-02 学校要覧(図書館)	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-③ 図書館において、教育研究に必要な資料を整備していること	(2)図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究に必要な資料が系統的に収集、整理されていることを確認する。	【様式2-1】高等専門学校現況表 「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」(日本図書館協会)結果	資料3-1-3-(2)-01 図書館報告書(HP) 資料3-1-3-(2)-02 学校要覧(図書館) 資料3-1-3-(2)-03 様式2-1 高等専門学校現況表	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること	観点3-1-③ 図書館において、教育研究に必要な資料を整備していること	(3)(2)の資料が、教職員や学生に有効に活用されていることを確認する。 ・図書館の活用面について、資料の教職員や学生による利用状況等について確認する。 ・図書館の開館時間について確認する。	「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」(日本図書館協会)結果	資料3-1-3-(3)-01 図書館報告書(HP) 資料3-1-3-(3)-02 R6年次報告書 資料3-1-3-(3)-03 学校要覧(図書館運営)	副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	(1)学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等(メンタルヘルス、ハラスメントに関するものを含む。)の体制の整備状況。 ・指導・相談・助言等の体制の整備状況を規程等により確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況。 ・指導・相談・助言等の体制について、学生へ周知していること。 ・指導・相談・助言等に関する学生のニーズの把握及び改善のための仕組み及び検討・対応を行う体制が整備されていること。	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	—	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	■学生相談室	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-1-(1)-01 学生健康センター規則 資料3-2-1-(1)-02 茨城工業高等専門学校茨城友会館カウンセリングルーム使用細則 資料3-2-1-(1)-03 学生健康センター利用案内(本校HP) 資料3-2-1-(1)-04 学生便覧 4-3学生健康センターガイド	副校長(学生主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	■保健室	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-1-(1)-04 学生便覧 4-3学生健康センターガイド	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	■相談員やカウンセラーの配置	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-1-(1)-04 学生便覧 4-3学生健康センターガイド 資料3-2-1-(1)-05 学生相談室開室予定表 資料3-2-1-(1)-06 令和7年度ハラスメント相談員名簿 資料3-2-1-(1)-07 令和7年度各種構成員名簿	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	■ハラスメント等の相談体制	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-1-(1)-06 令和7年度ハラスメント相談員名簿 資料3-2-1-(1)-07 令和7年度各種構成員名簿 資料3-2-1-(1)-08 茨城工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則 資料3-2-1-(1)-09 茨城高専におけるハラスメントの防止等について(本校HP) 資料3-2-1-(1)-10 学生便覧 高専ガイド(13)-学生への周知	副校長(学生主事) 副校長(総務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	■学生に対する相談の案内等	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-1-(1)-04 学生便覧「学生健康センターガイド R7版40、41頁」 資料3-2-1-(1)-10 学生便覧 高専ガイド(13)-学生への周知 資料3-2-1-(1)-11 学生相談室だより(本校HP)	副校長(学生主事) 副校長(事務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	□その他	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(学生主事) 副校長(寮務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	(2)健康相談・保健指導が定期的に実施されていることを確認する。 ・健康に関する相談・助言体制の整備の状況。	各取組の実施状況が確認できる資料(過去3年度分の実施要項、学生への周知・案内文等)	資料3-2-1-(2)-01 R6実施報告書「学生健康センター実績」 資料3-2-1-(2)-02 定期健康診断実施要領 資料3-2-1-(2)-03 学生向け周知文(健診用教室掲示、Gmail配信用) 資料3-2-1-(2)-04 過去3年分の年次報告書(学生健康センター R4-R6) 資料3-2-1-(2)-05 R5学生向けの定期健診案内メール 資料3-2-1-(2)-06 R6学生向けの定期健診案内メール	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること	(3)法令等(いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針)に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制が整備されていることを確認する。 ○いじめ防止対策推進法では、法の対象校の中に高専は含まれていませんが、当機構の評価基準として、いじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止早期発見対処等に関する体制の規定を定めることを求めています。	実施体制等が確認できる資料(基本方針、マニュアル、関係規程等)	資料3-2-1-(3)-01 茨城工業高等専門学校いじめ対策委員会規則 資料3-2-1-(3)-02 茨城工業高等専門学校いじめ防止等基本計画 資料3-2-1-(3)-03 いじめ防止への取り組み(本校HP) 資料3-2-1-(3)-04 いじめ相談窓口(本校HP) 資料3-2-1-(3)-05 学生便覧 高専ガイド(12)	副校長(学生主事) 副校長(寮務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること ○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援が、いずれかの委員会規定に明記されている必要がある。	(1)留学生の学習及び生活に対する支援体制(学生の受入れ、支援の内容、支援の実施体制等)が整備されていることを確認する。 ・本項目については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。	整備状況が確認できる資料(関係規程、支援者の配置状況、対象学生の把握方法・対応事例等) 学生向け周知資料(学生生活の手引き等)	資料3-2-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校外国人留学生規則 資料3-2-2-(1)-02 茨城工業高等専門学校外国人留学生チューターに関する実施要項 資料3-2-2-(1)-03 茨城工業高等専門学校修学支援事業基金に関する要項 資料3-2-2-(1)-04 茨城工業高等専門学校外国人留学生奨学金制度に関する要項 資料3-2-2-(1)-05 茨城工業高等専門学校60周年記念事業寄附・協賛要項 資料3-2-2-(1)-06 外国人留学生名簿(R7.5.9現在)	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること ○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援が、いずれかの委員会規定に明記されている必要がある。	(2)編入学生の学習及び生活に対する支援体制(学生の受入れ、支援の内容、支援の実施体制等)が整備されていることを確認する。	整備状況が確認できる資料(関係規程、支援者の配置状況、対象学生の把握方法・対応事例等) 学生向け周知資料(学生生活の手引き等)	資料3-2-2-(2)-01 入試委員会申合せ[2] 他高専から本校への編入学希望者に対する審査取扱いに関する申合せ 資料3-2-2-(2)-02 学生便覧(R7版18頁 学生生活ガイド) 資料3-2-2-(2)-03 経済的支援のページ(本校HP) 資料3-2-2-(2)-04 編入学生オリエンテーション資料	副校長(教務主事) 副校長(学生主事) 副校長(寮務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること ○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援が、いずれかの委員会規定に明記されている必要がある。	(3)社会人学生の学習及び生活に対する支援体制(学生の受入れ、支援の内容、支援の実施体制等)が整備されていることを確認する。	整備状況が確認できる資料(関係規程、支援者の配置状況、対象学生の把握方法・対応事例等) 学生向け周知資料(学生生活の手引き等)	資料3-2-2-(3)-01 学生便覧(R7版18頁 学生生活ガイド) 資料3-2-2-(3)-02 経済的支援のページ(本校HP) 資料3-2-2-(3)-03 学生便覧(R8版36頁 学生生活ガイド)	副校長(教務主事) 副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること ○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援が、いずれかの委員会規定に明記されている必要がある。	(4)障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制(学生の受入れ、支援の内容、支援の実施体制等)が整備されていることを確認する。	整備状況が確認できる資料(関係規程、支援者の配置状況、対象学生の把握方法・対応事例等) 学生向け周知資料(学生生活の手引き等) ※支援実績(件数等)の説明は不要	資料3-2-2-(4)-01 茨城工業高等専門学校バリアフリー支援室規則 資料3-2-2-(4)-02 新入生向け案内文書 資料3-2-2-(4)-03 健康管理調査書 資料3-2-2-(4)-04 支援記録簿(サイボウズフォルダ)	副校長(教務主事) 副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること ○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援が、いずれかの委員会規定に明記されている必要がある。	(5)障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応していることを確認する。	対応状況が確認できる資料(関係規程、対応要領、相談窓口の設置状況等)	資料3-2-2-(5)-01 本校HP(障害を理由とする差別に関する相談窓口) 資料3-2-2-(5)-02 バリアフリー対応状況 資料3-2-2-(5)-03 茨城工業高等専門学校バリアフリー支援室規則 資料3-2-2-(5)-04 支援チーム設置学生を対象とした支援のイメージ 資料3-2-2-(5)-05 支援チーム設置検討までのイメージ 資料3-2-2-(5)-06 R8バリアフリー支援室方針(学生便覧)	副校長(教務主事) 副校長(学生主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること ○留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援が、いずれかの委員会規定に明記されている必要がある。	(6)上記以外の特別な支援を行っていることがあれば確認する。 ・該当する取組が行われている場合のみ、確認する。	左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。	-	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	(1)就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制(内容及び実施体制)が整備されていることを確認する。	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料3-2-3-(1)-01茨城工業高等専門学校キャリア支援室規則 資料3-2-3-(1)-02キャリア関係年間スケジュール	副校長(教務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	(2)(1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-01 キャリア関係年間スケジュール	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	□進路指導用マニュアルの作成	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■進路指導ガイダンスの実施	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-01_キャリア関係年間スケジュール 資料3-2-3-(2)-02_進路担当教員連絡会資料	副校長(教務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■進路指導室	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-03_学生のキャリア相談記録	副校長(教務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■進路先(企業)訪問	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-04_企業面談の記録	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■進学・就職に関する説明会	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-01 キャリア関係年間スケジュール 資料3-2-3-(2)-05 大学編入学等説明会に係る資料 資料3-2-3-(2)-06 就職希望者の心得・大学編入学等試験志願者の心得	副校長(教務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-03 学生のキャリア相談記録	副校長(教務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■資格取得による単位修得の認定	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-07 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料3-2-3-(2)-08 教務委員会における単位振替の審議資料	副校長(教務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	■外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-3-(2)-09 教務委員会における留学による単位一括認定に係る資料	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること ○体制の規定と実施要項の両方が必要	□その他	チェックした項目の取組状況が確認できる資料(関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。 その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること ○当該委員会の組織、目的、活動内容、責任の所在を明記すること。運動部の活動方針も規定することが望ましい。	(1) 学生の課外活動に対する支援体制が整備されていることを確認する。	支援体制等が確認できる資料(関係規程、組織図、施設の整備状況が確認できる資料等)	—	副校長(学生主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とした。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること ○当該委員会の組織、目的、活動内容、責任の所在を明記すること。運動部の活動方針も規定することが望ましい。	(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっていることを確認する。	(1)の体制において、責任の所在が確認できる資料(関係規程等)	—	副校長(学生主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とした。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること ○当該委員会の組織、目的、活動内容、責任の所在を明記すること。運動部の活動方針も規定することが望ましい。	(3) (1)の体制が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)に基づいたものになっていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	運動部活動の方針、活動時間・休養日に関する規程等、地域のスポーツ団体との連携が確認できる資料等	—	副校長(学生主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とした。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること	(1)学生寮が整備されていることを確認する。	整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料3-2-5-(1)-01 寄宿舎規則	副校長(寮務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること	(2)学生寮が生活の場として整備されていることを確認する。	生活支援の内容が確認できる資料(寮生のしおり等)	資料3-2-5-(2)-01 学寮生活の手引き	副校長(寮務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること	(3)学生寮が勉学の場として整備されていることを確認する。	学習支援の内容が確認できる資料(自習室の整備状況、自習時間の設定が確認できる資料等)	資料3-2-5-(3)-01 学寮生活の手引き	副校長(寮務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること	(4)学生寮の管理・運営体制が整備されていることを確認する。	管理・運営体制が確認できる資料(関係規程等)	資料3-2-5-(4)-01 寄宿舎規則 資料3-2-5-(4)-02 学寮生活の手引き 資料3-2-5-(4)-03 急病・けが人発生時の病院連絡先 資料3-2-5-(4)-04 火災発生時の処置フローチャート	副校長(寮務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること	(5)学生の意見等を把握し、学生寮を改善する体制が整備されていることを確認する。 ○寮の設備や生活に関する要望などの意見を求めています。	実施体制等が確認できる資料(関係規程等、学生からの意見を集約するための仕組みを示す資料(目安箱等))	資料3-2-5-(5)-01 環境保全要求書	副校長(寮務主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	(1)経済面での相談・助言、支援が行われていることを確認する。	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(学生主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	■相談・助言	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-6-(1)-03 学生への周知mail、 揭示物	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	■奨学金	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-6-(1)-04 令和7年度第3回学生委員会議事要旨	副校長(学生主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	■入学科・授業料減免等	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-6-(1)-05 茨城工業高等専門学校授業料等免除及び徴収猶予に係る規則 資料3-2-6-(1)-06 令和6年度第12回学生委員会議事要旨 資料3-2-6-(1)-09 茨城工業高等専門学校における卓越した学生に対する授業料免除選考基準、	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	■待待生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-6-(1)-06 令和6年度第12回学生委員会議事要旨 資料3-2-6-(1)-07 令和7年度第4回学生委員会議事要旨	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	■緊急時の貸与等の制度	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料3-2-6-(1)-08 本校HP(家計急変の支援制度)	副校長(学生主事)	○	
領域3 学習環境及び学生支援等	基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること	□その他	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(学生主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること	観点4-1-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること	(1) 法令等に基づき、財務諸表等が作成・公表されていることを確認する。 ・財務諸表等が作成・公表されていること。 ・必要な手続を経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。	作成・公表状況が確認できる資料(【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表等)	資料4-1-1-(1)-01 設置者の財務諸表などの公表 https://www.kosen-k.go.jp/release/independence	副校長(総務主事)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること	観点4-1-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること	(2) 財務に係る学校内外の監査が実施されていることを確認する。	監査等を実施していることが確認できる資料(学内会計監査規程等(科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。) 監査報告書等(外部監査、学内監査の監査報告書)	資料4-1-1-(2)-01 茨城工業高等専門学校会計内部監査実施要項 資料4-1-1-(2)-02 福島高専と茨城高専における相互会計監査に関する申合せ 資料4-1-1-(2)-03 福島高専と茨城高専との令和6年度相互会計監査実施報告書 資料4-1-1-(2)-04 令和6年度監査法人トーマツの仕査結果報告 資料4-1-1-(2)-05 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則	副校長(総務主事)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること	観点4-1-② 教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること	(1) 過去5年間の財務状態が適切な状況となっていることを確認する。 ・財務諸表等により過去5年間の予算・決算の状況。	設置者の貸借対照表等の財務諸表等(過去5年間)	資料4-1-2-(1)-01 過去5年間の貸借対照表	副校長(総務主事)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること	観点4-1-② 教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること	(2) 過去5年間の収支状況が適切となっていることを確認する。 ・財務諸表等により過去5年間の予算・決算の状況。 ・各項目に関し、30%以上乖離(かいり)している場合は、その理由。 ・経常損失がある場合は、その理由。 ・特別損失が過大である場合は、その理由。	設置者の損益計算書(過去5年間)	資料4-1-2-(2)-01 過去5年間の損益計算書 資料4-1-2-(2)-02 過去5年間の臨時利益及び臨時損失の内訳	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること	(1)管理運営体制に関する規程等が整備されていることを確認する。 ・学校の管理運営体制について、特に、校長、副校長、主事、学科・専攻科の長その他学校の管理運営に携わることとされている者の役割を中心として運営体制の構成を整理し、規模や機能状況。 ・校長と学校を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在。 ・学校を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で学校の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、その位置付けを分析して、学校の管理運営体制として、適切な規模と機能を有していること。	管理運営に関する諸規程、整備状況が確認できる資料	資料4-2-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校教員組織規則 資料4-2-1-(1)-02 独立行政法人国立高等専門学校機構法 資料4-2-1-(1)-03 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が有する権限等の一部委任に関する規則	副校長(総務主事)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること	(2)委員会等の体制が整備されていることを確認する。 ○様々な委員会が関係するので、組織図も提示してください。	委員会等の体制に係る諸規程、整備状況が確認できる資料(組織図等)	資料4-2-1-(2)-01 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針に関する規則 資料4-2-1-(2)-02 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の実施方針に関する規則(役割分担表) 資料4-2-1-(2)-03 R7年度役職者一覧 資料4-2-1-(2)-04 運営会議資料・議事要旨(点検・評価規則について審議したもの)	副校長(総務主事)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること	(3)校長、副校長、主事等の役割分担が明確になっていることを確認する。	役割分担が確認できる資料	資料4-2-1-(3)-01 茨城工業高等専門学校教員組織規則	副校長(総務主事)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	(1)学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が整備されていることを確認する。 ・事業者としての学校に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規程等。 ・学校内の危機管理及び安全衛生に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規程等。 ○危機とはいろいろなものが考えられますので、学校の事情に合わせて委員会規定や危険物管理規程を定めてください。	【様式2-7】法令遵守事項、危機管理体制等一覧	資料4-2-2-(1)-01 様式2-7 法令遵守事項、危機管理体制等一覧	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	(2)危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されていることを確認する。 ○これらマニュアルは、法律で制定を義務付けられているものではありませんが、文部科学省の指針に基づき、当機構の認証基準として定めることを求めています。	危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等	資料4-2-2-(2)-01 危機管理マニュアル(一般編) 資料4-2-2-(2)-02 危機管理マニュアル(茨城高等) 資料4-2-2-(2)-03 茨城工業高等専門学校危機管理ガイドライン	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	(3)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われていることを確認する。	訓練や講習会等の実施に関する規程・計画等	資料4-2-2-(3)-01 防災訓練実施要項	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	(1)教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置や制度があること。【より好ましい取組として分析】 ○チェックした取組すべての実施要項	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	□学位取得に関する支援	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	■教員表彰制度の導入	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料4-2-3-(1)-01 茨城工業高等専門学校職員表彰取扱要項 資料4-2-3-(1)-02 被表彰者を審議した時の運営会議議事要旨	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	□企業研修への参加支援	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	■校長裁量経費等の予算配分	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料2-4-2-(1)-03 令和7年度当初予算書の教育改善充実費(校長裁量経費)配分内訳	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	□ゆとりの時間確保策の導入	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満了、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	□サバティカル制度の導入	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	■他の高等教育機関・研究機関との人事交流	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料4-2-3-(1)-04 高専・両技大間教員交流に基づく人事交流実施要項	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	□その他	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、実績等) その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(総務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	(2)研究を促進するため、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めていることを確認する。【より望ましい取組として分析】 ・持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備充実にかかる方針があれば、その内容。	関係規程、活用計画や実績等 ○研究を推進するセンターの運営規定、研究施設・設備の利用規定	資料4-2-3-(2)-01 茨城工業高等専門学校 教育・研究協力員受入要項.doc 資料4-2-3-(2)-02 茨城工業高等専門学校 外国人研究員受入規則.doc 資料4-2-3-(2)-03 茨城工業高等専門学校 研究重点教員制度実施規則.docx 資料4-2-3-(2)-04 茨城工業高等専門学校 研究重点教員制度実施細則.doc 資料4-2-3-(2)-05 茨城工業高等専門学校 特別研究員受入規程.docx 資料4-2-3-(2)-06 茨城工業高等専門学校 機器利用規則.docx 資料4-2-3-(2)-07 茨城工業高等専門学校 産学連携センター規則.docx 資料4-2-3-(2)-08 茨城工業高等専門学校 産学連携センター実験室等利用細則.docx	副校長(総務主事) 副校長(研究・産学官連携)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満了、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	(3)外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学金等、同窓会等からの寄附金等)を積極的に受け入れる取組が行われていることを確認する。 ○産学コーディネーターの配置、外部資金申請書の学内レビュー、研究発表会などの取組が考えられるが、これら以外も歓迎する。	過去5年間の外部の財務資源の受入れの取組及び受入れ実績に関する資料 ○外部資金を獲得する取組の実施要項	資料4-2-3-(3)-01 科学研究費助成事業採択状況.pdf 資料4-2-3-(3)-02 外部資金の受入れ状況.pdf	副校長(研究・産学官連携)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	(4)教員・学生・研究に携わる職員に対して、研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制があること。 【より望ましい取組として分析】	実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料(体制図、研究倫理規程等の関係規程、公的研究費等しよマニュアル等) ○研究倫理講習の実施要項	資料4-2-3-(4)-01 茨城工業高等専門学校研究・産学官連携委員会規則.docx 資料4-2-3-(4)-02 (第71号)研究活動における不正行為防止等に関する規則(20220914-) 資料4-2-3-(4)-03 茨城工業高等専門学校におけるヒトを対象とする研究に関する倫理審査規則.doc 資料4-2-3-(4)-04 研究者等の行動規範.pdf 資料4-2-3-(4)-05 令和7年度研究倫理教育の受講について.pdf	副校長(研究・産学官連携)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	(5)(1)～(4)の学校としての取り組みにより、持続的に研究成果が創出されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	持続的に研究成果が得られていることが確認できる資料	資料4-2-3-(5)-01 学校HP「教員紹介」より各教員のResearchmapにて公開	副校長(研究・産学官連携)	○	
領域 4 財務 基盤 及び 管理 運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】	(1)地域貢献活動や地域との連携による活動に係る計画が策定されとともに、改善を図るための体制が整備されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	実施方針・実施体制が確認できる資料(関係規定、関係委員会会議資料、議事要旨等) ○地域貢献活動の実施方針、地域貢献活動を推進するセンターの運営規定など	資料4-2-4-(1)-01 茨城工業高等専門学校社会連携センター規則.docx 資料4-2-4-(1)-02 大洗町と茨城高専との包括連携協定書について.pdf 資料4-2-4-(1)-03 本校60周年とひたちなか市30周年のコラボレーション記念事業について.pdf 資料4-2-4-(1)-04 連携企業会関係資料(R6.9.5教員会議資料).pdf 資料4-2-4-(1)-05 茨城工業高等専門学校連携企業会会則 20241209.pdf	副校長(研究・産学官連携)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】	(2)外部の教育・研究資源が活用されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	活用状況が確認できる資料(関係規定、協定一覧、連携事業の実績等) ○外部の教育・研究機関との協定・連携事業の規約など	資料4-2-4-(2)-01 茨城大学・茨城高専・福島高専連携協力協定書.pdf 資料4-2-4-(2)-02 茨城大学、本校及び福島高専との設備の相互利用に関する覚書の締結について.pdf	副校長(研究・産学官連携)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること	観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】	(3)(1)～(2)の学校としての取組により、優れた成果が上げられていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	優れた成果が得られていることが確認できる資料	資料4-2-4-(3)-01 学校HP「地域・企業の方へのお知らせ」の各記事にて公開	副校長(研究・産学官連携)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	観点4-3-① 適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備されていること	(1)管理運営を行う事務組織が規程等に基づき整備されていることを確認する。 ・管理運営を行う事務組織について、役割や人員(管理職、事務職員、技術職員その他)の配置状況、責任の所在、規模を規程等に基づき確認し、円滑な管理運営が行われる組織となっていること。 ○事務組織図も提示すること。	管理運営を行う事務組織について定めた規程等	資料4-3-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校事務組織規則 資料4-3-1-(1)-02 茨城工業高等専門学校事務組織図	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	観点4-3-② 管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント*)が組織的に行われていること *以下、「SD」という。	(1)SDが組織的に実施されていることを確認する。 ・定期的にSDが実施されていること。 ・スキル向上に向けた研修や資格取得支援などのSDの実施体制・内容・方法が明確に定められていること。 ○SDを所掌する委員会は、FDを所掌する委員会と同じ場合が多いと思いますが、SDの実施方針、委員会規定等の整備をしてください。	実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料(SDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等)、実施状況一覧	資料4-3-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校プロボスト室規則 資料4-3-2-(1)-02 令和7年度 茨城高専FDSD研修年間計画 資料4-3-2-(1)-03 各研修の実施要項 資料4-3-2-(1)-04 令和7年度 茨城高専FDSD研修年間計画 実施報告	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること	観点4-4-① 教員と事務職員等の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること	(1)教員、事務職員や技術職員の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていることを確認する。 ・全校的な管理運営における、教員と事務職員等により構成される委員会等。 ・教員と事務職員等により構成される委員会等において、教員と事務職員等が責任と役割を分担しつつ連携を行う体制が構築されていること。 ○校務分掌・校務分担の一覧表を含める	全校的な委員会等の体制が確認できる資料(関係規定等) 校務分掌・分担の一覧等	資料4-4-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校 教員組織規則 資料4-4-1-(1)-02 学則(教員組織掲載箇所抜粋資料) 資料4-4-1-(1)-03 茨城工業高等専門学校 事務組織規則 資料4-4-1-(1)-04 茨城工業高等専門学校 事務組織図 資料4-4-1-(1)-05 校務分掌・分担の一覧等を作成(役職者の下に委員会を紐づけた組織図が理想)	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	(1)法令に従い、教育情報が適切に公表されていることを確認する。 ・学校の目的、DP、CP、AP 等、学校教育法施行規則第172 条の2 に定める教育研究活動等についての情報を、社会一般に対し、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により広く公表していること。	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	—	副校長(総務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□教育研究上の基本組織	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□授業料、入学科料その他の高等専門学校が徴収する費用	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	資料4-5-1-(1)-01 様式2-4 ウェブサイト掲載項目チェック表	副校長(総務主事)	○	
領域4 財務基盤及び管理運営	基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	□基幹教員に関する情報	【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表	—	副校長(総務主事)	—	本校は基幹教員制度を採用していないため、本項目についての審査は不要とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-1 DP が具体的かつ明確であること	観点5-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、DP が定められていることを確認する。 ・DP は、教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側(=学習者=学生)の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析する。	準学士課程のDP	資料5-1-1-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-1-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-1 DP が具体的かつ明確であること	観点5-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	(2)DP が、「何ができるようにするか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的(自己評価書Ⅱに記載したもの。)と整合性を有していることを確認する。 ○ここでは厳密な整合性を求めてはいませんが、DP は教育目標と整合していることが望ましいので、できる限り整合するように注意してください。	準学士課程のDP	資料5-1-1-(2)-01 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-1 DP が具体的かつ明確であること	観点5-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	(3)DP が、「学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力」及び「養成しようとする人材像」を含んでいることを確認する。 ・DP において、以下の各項目が踏まられていること。	準学士課程のDP	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-1 DP が具体的かつ明確であること	観点5-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	■学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力を示している	準学士課程のDP	資料5-1-1-(3)-01 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-1 DP が具体的かつ明確であること	観点5-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	■養成しようとする人材像の内容を示している	準学士課程のDP	資料5-1-1-(3)-01 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点5-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	(1)CPが、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」を含んでいることを確認する。	準学士課程のCP	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点5-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	■どのような教育課程を編成するかを示している	準学士課程のCP	資料5-2-1-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-2-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点5-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	■どのような教育内容・方法を実施するかを示している	準学士課程のCP	資料5-2-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会で確認した記録	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-2 CP が具体的 かつ明確であり、DP と 整合していること	観点5-2-① CP において、① 教育課程の編成の方針、②教育 課程における教育・学習方法に 関する方針、③学習成果の評価 の方針を明確かつ具体的に明示 していること	■学習成果をどのように評価するかを示している	準学士課程のCP	資料5-2-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会 で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-2 CP が具体的 かつ明確であり、DP と 整合していること	観点5-2-② CP がDP と整 合性を有していること	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、CP が定められ ていることを確認する。	準学士課程のCP	資料5-2-2-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-2-2-(1)-02 DP・CPを教務委員会 で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-2 CP が具体的 かつ明確であり、DP と 整合していること	観点5-2-② CP がDP と整 合性を有していること	(2)CP が、DP との整合性を有していることを確認 する。 ・CP が、DP に定める学生が身に付けるべき資質・能 力の目標を修得できるものとなっているか整合性を 有していること。 ○卒業や修了認定が適切に行われていることを保証 するために重要な事項です。CPとDPの一覧表を作成 し、整合性をチェックしてください。 一覧表※を提出することを推奨します。	準学士課程のCP 及びDP	資料5-2-2-(2)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-2-2-(2)-02 DP・CPを教務委員会 で確認した記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-3 教育課程が CP に基づき体系的に編 成され、授業科目の内容 がDP に基づき設定され ていること	観点5-3-① 教育課程が体系 的に編成されていること	(1)CP を踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置 されていることを確認する。 ・一般科目及び専門科目のバランス(一般教育の充実 への配慮)、必修科目・選択科目の配当等、CP に基づ いて授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保さ れていること。 ・教育課程の体系性については、カリキュラム・マップ、 コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング、そ の他の必要な資料を用いて確認する。 ○学科(コース)ごとにカリキュラム・マップを作成する こと。 カリキュラム・マップはCPの各項目ごとにフローが分 かるように記載すること。CPの中にある科目を履修し ないで卒業する学生が出ないように、各項目には少な くとも一科目の必修科目の配置が必要。	授業科目の配置状況が確認できる資料(カリキュ ラム・マップ、コース・ツリー、学生便覧等)	資料5-3-1-(1)-01 準学士課程のDP・CP 資料5-3-1-(1)-02 DP・CPを教務委員会 で確認した記録	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-① 教育課程が体系的に編成されていること	(2)一般教育の充実が配慮されていることを確認する。	一般科目教育課程表、会議の議事録等	資料5-3-1-(2)-01 令和7年度茨城工業高等専門学校シラバス	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-① 教育課程が体系的に編成されていること	(3)進級に関する規程が整備されていることを確認する。	進級に関する規程	資料5-3-1-(3)-01 茨城工業高等専門学校卒業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(1)創造力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。(学校としてどう捉え、どう展開しているか。)[より望ましい取組として分析] ・PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料により分析する。 ・創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析する。 ○全学的に取り組まれているPBL型授業、アクティブ・ラーニングなどのグループワーク授業が想定されている。	※本観点では、各校の特色・強みを生かした特に優れた取組を行っている場合に、具体的な取組内容、学校としての取組状況及びその実績が確認できる資料を提示すること。 教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料(PBL型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等)	資料5-3-2-(1)-01 課題研究、卒業研究、各系の実験及びGlobalPBLのシラバス	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(2)実践力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。【より望ましい取組として分析】 ・実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料により分析する。 ○全学的に取り組まれているインターンシップ、企業との連携授業などが想定されている。	教育プログラムの一環として行われている、実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料(シラバス、授業教材、受講者数等)	資料5-3-2-(2)-01 企業実習のシラバス 資料5-3-2-(2)-02 令和7年度MIPPEプラズ説明会資料 資料5-3-2-(2)-03 令和6年度MIPPEプラズ実施者の単位認定資料 資料5-3-2-(2)-04 令和7年度MIPPEプラズ実施者の単位認定資料	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(3)その他、(1)(2)以外の観点(例:学生の国際性涵養(かんよう)など)に係る教育方法の工夫が行われているものがあれば確認する。【より望ましい取組として分析】 ○国際性涵養を目的とした英語資格試験の受指導、英語による授業などが想定されている。	教育プログラムの一環として行われている取組で、(1)(2)以外(例:学生の国際性涵養(かんよう)に向けた教育など)で教育方法の工夫を行っているものがあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。(シラバス、授業教材、受講者数等)	資料5-3-2-(3)-01 グローバル研修プログラム	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(4)(1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	これらの取組実績により得られた、優れた成果が確認できる資料	資料5-3-2-(4)-01 教務委員会における単位認定資料(グローバル研修)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-① 1年間の授業を行う期間が則として35週にわたるものとなっていること	(1)1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	35週が確保されている状況が確認できる資料(行事予定表、時間割表等)	資料5-4-1-(1)-01 令和7年度行事予定表	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-② 特別活動が90単位時間以上実施されていること	(1)特別活動が90単位時間以上実施されていることを確認する。	特別活動の実施状況が確認できる資料(関係規程、時間割表、特別活動予定表等)	資料5-4-2-(1)-01 令和7年度授業時間割 資料5-4-2-(1)-02 令和7年度特別活動計画表	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(1)CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていることを確認する。 ・CPに照らして、講義、演習、実験、実習の授業形態のバランスが適切であること。	授業形態の開講状況(学科別の授業形態の構成割合等)が確認できる資料	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(2)教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的にに行っている場合は、その状況についても確認する。	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■教材の工夫	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■少人数教育	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■対話・討論型授業	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	□フィールド型授業	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■情報機器の活用	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■基礎学力不足の学生に対する配慮	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	□その他	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(3)CPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていることを確認する。 ・シラバスの作成要領やフォーマットに規定された項目(授業科目名、単位数、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等)についての具体的な指示、教科書、参考文献、履修条件等)が設定されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていること。	シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(4)組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていることを確認する。 ・すべてのシラバスを、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を図っているか、また、学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか確認する。 ○全科目のシラバスを公開することは、学校教育法施行規則で定められているので、漏れや古いものはないかのチェックをする組織を決めて毎学期の開始時には確認をする必要があります。また、学生のシラバスの活用状況はその担当組織がチェックすることになります。	シラバスの周知状況について、組織的な確認の体制が確認できる資料 シラバスの活用状況を把握する体制が確認できる資料 シラバスの活用状況について、改善を行った事例がある場合は、改善事例の具体的な内容が確認できる資料	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(5)設置基準第17条第3項の規定に基づき、授業科目(いわゆる履修単位科目)は1単位当たり30単位時間を確保していることを確認する。	30 単位時間授業について、状況が確認できる資料(学則、学年暦、時間割、年間行事予定表等)	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(6)(5)の30単位時間授業では、1単位時間を標準50分としていることを確認する。		—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(7)設置基準第17条第4項の規定に基づき1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(いわゆる学修単位科目)を配置している場合には、履修科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を含わせて45時間であることを明示しているか確認する。また、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた、授業時間以外の学習が設定されているか確認する。 ○令和4年の高等専門学校設置基準等の改正により、学習単位科目の授業外学習時間を学則で定めることになっています。	学則において学修単位科目の授業形態ごとの授業時間を規定する箇所、明示状況が確認できる資料(シラバス、履修要項、学生便覧等)	—	副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(1)学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■他学科の授業科目の履修を認定	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(1)-01_副専攻の教育課程	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■インターンシップによる単位認定	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料 (関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(1)-08 教務委員会においてインターンシップの単位認定をした資料	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■専攻科課程教育との連携	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料 (関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(1)-02 学則及び教育課程 資料5-5-1-(1)-03 特例適用専攻科の認定科目表	副校長(教務主事) 副校長(専攻科長)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■資格取得に関する教育	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料 (関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(1)-04 電気・電子系電気主任技術者関係科目等の資格取得について	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■他の高等教育機関との単位互換制度	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料 (関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(1)-05 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料5-5-1-(1)-06 令和7年度知識・技能審査による単位認定者一覧R07.07.18認定分まで	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□個別の授業科目内での工夫	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■最先端の技術に関する教育	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(1)-07 各系の卒業研究のシラバス 先端科学技術講演会を定期実施(年3回)、開催案内資料	副校長(教務主事) 副校長(専攻科長)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□その他	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事) 副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(2)他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	単位互換制度の内容が確認できる資料(関係規程等)	資料5-5-1-(2)-01 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(3)教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているか。	実施しているガイダンスとしてチェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項等)	資料5-5-1-(3)-01【R7】新入生オリエンテーション資料 資料5-5-1-(3)-02 図書館利用新入生ガイダンス資料	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(4)特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているか。 ○誰が責任をもって実施するかを明示するようにしてください。 学級担任のマニュアルへの記載でも結構です。	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 専攻科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■編入学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 専攻科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(4)-01 第4学年編入学生へのオリエンテーションに係る資料 資料5-5-1-(4)-02 R8第4学年編入学生補講計画表	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■留学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 専攻科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(4)-03 シラバス 授業科目 日本語Ⅲ	副校長(教務主事)	△	次年度の自己点検・評価においては、根拠資料について検討願います。現時点では根拠資料が不足しています。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■障害のある学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 専攻科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-1-(4)-04./バリアフリー支援室規則	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□社会人学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 専攻科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□その他	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 専攻科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	(1)学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■担任制・指導教員制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校教員組織規則 資料5-5-2-(1)-02 授業時間割	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■オフィスアワーの整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(1)-02 授業時間割	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■対面型の相談受付体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(1)-03 学習サポートに係る資料 資料5-5-2-(1)-08 再試験対策の学習サポートのお知らせ(2025818mail)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	□電子メールによる相談受付体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(1)-04.GoogleClassroomの開設画面	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■資格試験・検定試験等の支援体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(1)-05 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料5-5-2-(1)-06 令和7年度単位振替申請者の教務委員会承認済み一覧(11月5日まで分)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■外国への留学に関する支援体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(1)-07 学生のキャリア相談記録(加工済み)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	□その他	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	(2)学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事) 副校長(学生主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■担任制・指導教員制の導入	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(2)-01 茨城工業高等専門学校教員組織規則 資料5-5-2-(2)-02 令和7年度授業時間割	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■学生との懇談会	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(2)-03 校長と学生会との懇談会資料(開催通知、資料等)	副校長(学生主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■意見投書箱	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料5-5-2-(2)-04 学校への意見提案(本校HP)	副校長(学生主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	□その他	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事) 副校長(学生主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点5-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】	(1)提供された機会を利用して学生が海外で学習していることを確認する。【より望ましい取組として分析】 ○支援制度とともに過去5年分の実数の提示が必要	支援体制が確認できる資料(関係規程、利用実績等)	資料5-5-3-(1)-01 茨城工業高等専門学校留学規則 資料5-5-3-(1)-02 茨城工業高等専門学校留学取扱要領 資料5-5-3-(1)-03 教務委員会における留学による単位一括認定に係る資料 資料5-5-3-(1)-04 グローバル研修プログラム	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-① DP 及びCP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	(1)成績評価や単位認定に関する基準が、CP に基づき策定されていることを確認する。 ・成績評価基準については、評語(A、B、C 等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたもの。	成績評価や単位認定に関する規程等	資料5-6-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料5-6-1-(1)-02 茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-① DP 及びCP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	(2)成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていることを確認する。 ○適切に行われているかの組織的チェックが必要	成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料(関係規程、成績判定会議に関する資料等)	資料5-6-1-(2)-01 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-1-(2)-02 定期試験問題等相互チェックシート 資料5-6-1-(2)-03 令和6年度卒業・修了認定会議資料(加工済み) 資料5-6-1-(2)-04 令和6年度進級認定会議資料(加工済み)	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-① DP 及びCP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	(3)1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45 時間である授業科目(学修単位科目)を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載とおりに行われていることを学校として把握しているか。 ○学修単位科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載通りに行われているかについて、すべての学修単位科目をチェックする方がいいで、授業アンケートの質問項目にこのことを設定することを推奨する。 授業時間外学修についての評価がシラバスの記載通りに行われていることを学校として把握していなければいけません。しかし、これを組織的に把握することは難しい作業です。対応の一例として、 ①シラバスに授業時間外学習内容を詳しく記載する。 ②授業時間外学習を評価点に考慮していることがシラバスに明記されている。 ③授業アンケートの中に授業時間外学修が評価されているかの質問を設定する。 ④以上を確認したことをもって、学校として把握したと判断して結果改善を関係委員会に報告することが考えられます。 これ以外の方法も考えられますので、学校の状況に応じて工夫してください。	学修単位科目の授業時間外学修を把握する体制、手法、手順等に関する資料(会議資料等)	資料5-6-1-(3)-01 学則+教育課程 資料5-6-1-(3)-02 令和7年度茨城工業高等専門学校シラバス 資料5-6-1-(3)-03 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-1-(3)-04 定期試験問題等相互チェックシート 資料5-6-1-(3)-05 自主学習指導の記録	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	(1)成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていることを確認する。 ・学生に対して、学校として刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていること。 ○教務委員会の所管になる	周知を図る取組の内容が確認できる資料(学生便覧、ウェブサイトでの明示等)	資料5-6-2-(1)-01 学生便覧(本校HP掲載版)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	(2)追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められていることを確認する。 ○これら試験を口頭試験で実施することは、記録が残らず適切ではないと考えられますので注意してください。	追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定めた規程等	資料5-6-2-(2)-01 茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程 資料5-6-2-(2)-02 再試験の運用に関する申合せ	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	(1)成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校の組織的な措置として、成績評価の妥当性(シラバスと一致に成績評価が行われていること)、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返し出されないこと、試験問題のレベルが適切であることに関するチェックが行われていることを確認する。 ○以下のすべての取組を実施している必要がある。 教員のセルフチェックは組織的な措置とならないので注意してください。 機関別認証評価で実施されるサンプル調査で不適切な科目が確認された場合、確認体制が不備とされますので、厳格な運営が必要です。	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)定正措置が行われたことを確認できる資料)		副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること ○過去の機関別認証評価では、この観点について改善を要する点と指摘された受審校がきわめて多いことを考えると、2年から3年に欠けて全科目をチェックするような調査方法も考えられます。 この組織的な措置を毎年継続することを推奨します。	■答案の返却 答案返却時に採点確認を行った後、再度、答案を回収することのないこと	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料)	資料5-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料5-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(教務主事)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること ○過去の機関別認証評価では、この観点について改善を要する点と指摘された受審校がきわめて多いことを考えると、2年から3年に欠けて全科目をチェックするような調査方法も考えられます。 この組織的な措置を毎年継続することを推奨します。	■模範解答や採点基準の提示	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料)	資料5-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料5-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(教務主事)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること ○過去の機関別認証評価では、この観点について改善を要する点と指摘された受審校がきわめて多いことを考えると、2年から3年に欠けて全科目をチェックするような調査方法も考えられます。 この組織的な措置を毎年継続することを推奨します。	■同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料)	資料5-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料5-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(教務主事)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること ○過去の機関別認証評価では、この観点について改善を要する点と指摘された受審校がきわめて多いことを考えると、2年から3年に欠けて全科目をチェックするような調査方法も考えられます。 この組織的な措置を毎年継続することを推奨します。	■成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認) ○1.シラバスに記載された評価基準(例:試験、レポート、課題の配分)を収集 2.実際の成績データ(例:試験点、レポートの評価、課題点など)を照合可能な形式(excelデータ等)で集める。 3.シラバスに記載された評価配分(例:試験50%、課題30%、レポート20%)と実際に教員が用いた配分が一致しているかを確認。 4.全科目を対象に確認するのが理想だが、サンプリング調査を行うことも可能。その場合、2~3年で全科目のチェックを行う。 5.問題点が確認されたら、当該教員への指導と改善提案を検討。	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料)	資料5-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料5-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(教務主事)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること ○過去の機関別認証評価では、この観点について改善を要する点と指摘された受審校がきわめて多いことを考えると、2年から3年に欠けて全科目をチェックするような調査方法も考えられます。この組織的な措置を毎年継続することを推奨します。	■試験問題のレベルが適切であることのチェック ○成績評価を絶対評価で行っている場合、相対評価のような成績分布にならないことは前提としつつ、チェック方法の一例として、例えば、評価分布を算出し、分布に著しい偏りが検出された場合、教育内容や試験の質を改善するきっかけとすることも考えられる。このことは、成績評価の一貫性が保たれ、学生間の不公平感を軽減するというメリットがあると考えられる。	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料) 同一の試験問題が使われていないことの確認に關し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料)	資料5-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料5-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料5-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート 資料5-6-3-(1)-04 成績分布図 高分子材料工学 資料5-6-3-(1)-05 系・部における成績資料に関する改善協議結果報告書	副校長(教務主事)	○ △	(優れた点) 同じ試験問題が繰り返されていないことのチェックにおいて、同一問題と思われる問題についての協議、改善報告がなされており、チェックシステムが有効に機能していることが伺える。 (改善を要する点) 令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点5-6-④ 成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること	(1)成績評価結果に関する学生からの申立ての機会が規程等により定められていることを確認する。 ○定期試験結果に対する意見申立てではなく、最終評価結果に対する意見申立ての機会を規定で定める必要がある。	学生からの申立てについて定めた規程等	資料5-6-4-(1)-01 令和6年度3月登校日の日程表(3月登校日に配布する学年成績通知書の確認依頼及び疑義の申立て周知書類) 資料6-6-4-(1)-02 R8学生便覧(2-1 本科履修ガイド)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること	観点5-7-① 卒業認定基準をDPに従って、組織として策定していること	(1)学校が定める卒業要件が組織的に策定され、設置基準が定める要件と整合していることを確認する。 ○定期試験結果に対する意見申立てではなく、最終評価結果に対する意見申立ての機会を規定で定める必要がある。	卒業要件が組織的に策定されていることが確認できる資料(学則、卒業認定基準等)	資料5-7-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料5-7-1-(1)-02 茨城工業高等専門学校学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること	観点5-7-② 策定された卒業要件が学生に周知されていること	(1)卒業認定基準が学生に周知されていることを確認する。 ・卒業要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図られていること。 ○教務委員会の所管になる	周知した資料(学生便覧、ウェブサイトでの明示等)	資料5-7-2-(1)-01 学生便覧(本校HP掲載版)	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状 況	基準5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること	観点5-7-③ 卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること	(1)卒業認定基準に基づき、組織として卒業認定していることを確認する。	卒業判定時に使用する様式等	資料5-7-3-(1)-01 令和6年度卒業・修了認定会議資料(加工済み)	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状 況	基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点5-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること	(1)学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていることを確認する。	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料5-8-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校アセスメントプラン 資料5-8-1-(1)-02 令和6年度本科学生、専攻科学生アンケート集計結果	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状 況	基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点5-8-② 卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。	意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(卒業時アンケート、アンケート結果、会議資料等)	資料5-8-2-(1)-01 令和6年度卒業・修了時アンケート結果集計	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状 況	基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点5-8-③ 卒業後一定期間の就業経歴等を結た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生(卒業後5年程度たった者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。	意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(卒業生アンケート、アンケート結果、会議資料等)	資料5-8-3-(1)-01 令和6年度卒業・修了後5年までの方へアンケート集計結果	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点5-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	(1)学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。	意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(就職・進学先アンケート、アンケート結果、会議資料等)	資料5-8-4-(1)-01 令和6年度就職先企業・進学先大学アンケート集計結果	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-9 AP が具体的かつ明確であること	観点5-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	(1)関係法令及びガイドラインを踏まえ、AP が定められていることを確認する。	準学士課程のAP	資料5-9-1-(1)-01 HP	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-9 AP が具体的かつ明確であること	観点5-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	(2)AP が、学校や学科の目的(自己評価書Ⅱに記載したもの。)、DP、CP を踏まえて策定されていることを確認する。 ・AP が、学校の目的、学科の目的、DP 及びCP を踏まえて策定されているか確認する。	準学士課程のAP	資料5-9-1-(2)-01 HP	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程 の教育活動の状	基準5-9 AP が具体的かつ明確であること	観点5-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	(3)AP が、「入学者選抜の基本方針」及び「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」に係る記述を含んでいることを確認する。	準学士課程のAP	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-9 AP が具体的かつ明確であること	観点5-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	■入学者選抜の基本方針	準学士課程のAP	資料5-9-1-(3)-01 HP	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-9 AP が具体的かつ明確であること	観点5-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	■求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)	準学士課程のAP	資料5-9-1-(3)-02 HP	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点5-10-① AP に沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること	(1) AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜・推薦選抜等)、面接内容、配点・出題方針その他)となっていることを確認する。 ・選抜区分ごとに、入学者選抜の方法(学力検査、面接等)が入学者選抜の基本方針に適合していること。 ・面接が含まれている場合は、面接の要領が整備されていること。 ○すべての選抜区分について、APの入学者選抜の基本方針と入学者選抜募集要項が整合していることを確認してください。面接による選抜を行う場合には、面接要領、合否判定基準が整備されている必要があります。	選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、合否判定基準、合否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料(議事要旨等)	資料5-10-1-(1)-01 R8入学者募集要項 資料5-10-1-(1)-02 R8第4学年編入学生募集要項 資料5-10-1-(1)-03 [通知書]R8入学者推薦選抜試験面接設問及び口頭試問の作成について(依頼) 資料5-10-1-(1)-04 [入試委員会申合せ]第4学年編入学生の選抜基準(現地閲覧資料) ※面接関係 資料5-10-1-(1)-05 [入試委員会申合せ]入学者選抜試験業務担当者の選任について(現地閲覧資料) ※面接関係 資料5-10-1-(1)-06 R8推薦選抜面接設問(現地閲覧資料) 資料5-10-1-(1)-07 R8帰国子女特別選抜面接設問(現地閲覧資料) 資料5-10-1-(1)-08 R8第4学年編入学生選抜面接設問(現地閲覧資料) 資料5-10-1-(1)-09 R8入学試験委員会準学士課程の入学者選抜合格者判定資料及び議事要旨(現地閲覧資料、推薦・学力・帰国子女・外国人特別選抜一式) 資料5-10-1-(1)-10 R8入学試験委員会第4学年編入学生選抜試験合格者判定資料及び議事要旨(現地閲覧資料)	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点5-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学選抜の改善に役立てられていること	(1)検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていることを確認する。 ・入試に関する委員会等における検証するための組織や具体的な取組(改善のための情報収集等の取組を含む。)の状況。 ○検証を実施する委員会の規定にその業務が明記されている必要がある。	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料5-10-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校入学選抜に関する規則 資料5-10-2-(1)-02 アセスメントプラン	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点5-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学選抜の改善に役立てられていること	(2)(1)の体制の下、実際に入学した学生が、AP に沿っているかどうかの検証が行われていることを確認する。 ○例えば入試委員会が低学年を対象に調査するものです。担当委員会は別になりますが、なるべく一回の調査に集約することを推奨します。	検証した資料(会議資料等)	資料5-10-2-(2)-01 第2回入学試験委員会議事録(現地閲覧資料) 資料5-10-2-(2)-02 第2回入学試験委員会議事録 新入生アンケート結果	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点5-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学選抜の改善に役立てられていること	(3)(2)の検証の結果が入学選抜の改善に役立てられていることを確認する。	検証結果を改善に役立てている状況が確認できる資料	資料5-10-2-(3)-01 令和7年度第4回入試委員会議事要旨	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	(1)収容定員が学科ごとに学則で定められていること、また、1学級当たり40 人が標準とされていることを確認する。	学則の該当箇所	資料5-11-1-(1)-01_学則	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	(2)学科ごとの入学定員(収容定員を5で除した数)と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていることを確認する。 ○入試委員会などの規定にその業務が明文化されている必要がある	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料5-11-1-(2)-01 茨城工業高等専門学校入学者選抜に関する規則 資料5-11-1-(2)-02 様式2-2 平均入学定員充足率計算表	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	(3)過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であること。	【様式2-2】平均入学定員充足率計算表	資料5-11-1-(3)-01 様式2-2 平均入学定員充足率計算表	副校長(教務主事)	○	
領域5 準学士課程の教育活動の状況	基準5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	(4)過去5年間で、学科ごとの実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組(適正化を図る取組)を行っていることを確認する。	(実入学者数が入学定員を大幅に超過又は不足している場合)改善に向けた取組が確認できる資料	—	副校長(教務主事)	—	実入学者数が入学定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況でないため、評価対象外(該当なし)とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-1 DP が具体的かつ明確であること	観点6-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	(1)関係法令及びガイドラインを踏まえ、DP が定められていることを確認する。 ・DP は、教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側(＝学習者＝学生)の立場に立つて「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析する。 DP の公表は、基準4-5-①において確認します。 ・DP において、以下の各項目が踏まえられていること。 1)学生の学習の目標となっていること 2)学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ	専攻科課程のDP	資料6-1-1-(1)-01 専攻科のDP・CPIに基づく科目配置(全コースまとめ) 資料6-1-1-(1)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-1 DP が具体的かつ明確であること	観点6-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	(2)DP が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ専攻科課程全体、各専攻の目的(自己評価書Ⅱに記載したもの。)と整合性を有していることを確認する。	専攻科課程のDP	資料6-1-1-(2)-01 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-1 DP が具体的かつ明確であること	観点6-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	(3)DP が、「学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力」及び「養成しようとする人材像」を含んでいることを確認する。	専攻科課程のDP	資料6-1-1-(3)-01 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点6-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	(1)CP が、以下の内容を含んでいることを確認する。(すべての項目にチェック必須)	専攻科課程のCP	資料6-2-1-(1)-01 専攻科のDP・CPに基づく科目配置(全コースまとめ) 資料6-2-1-(1)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点6-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	■どのような教育課程を編成するかを示している	専攻科課程のCP	資料6-2-1-(1)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点6-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	■どのような教育内容・方法を実施するかを示している	専攻科課程のCP	資料6-2-1-(1)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点6-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	■学習成果をどのように評価するかを示している	専攻科課程のCP	資料6-2-1-(1)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点6-2-② CP がDP と整合性を有していること	(1)ガイドライン等を踏まえ、CP が定められていることを確認する。	専攻科課程のCP 及びDP	資料6-2-2-(1)-01 専攻科のDP・CPIに基づく科目配置(全コースまとめ) 資料6-2-2-(1)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること	観点6-2-② CP がDP と整合性を有していること	(2)CP が、DP との整合性を有していることを確認する。 ・CP が、DP に定める学生が身に付けるべき資質・能力の目標を修得できるものとなっているか整合性を有していること。		資料6-2-2-(2)-01 専攻科のDP・CPIに基づく科目配置(全コースまとめ) 資料6-2-2-(2)-02 第2回専攻科委員会議事要旨及び資料	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程 の教育活動の状 況	基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-① 教育課程が体系的に編成されていること	(1)CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていることを確認する。 ・一般科目及び専門科目のバランス(一般教育の充実への配慮)、必修科目・選択科目等の配当等、CPに基づいて授業科目が配置され、教育課程の体系的性が確保されていること。 ・教育課程の体系的性については、カリキュラムマップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリングその他必要な資料を用いて確認する。	授業科目の配置状況が確認できる資料(カリキュラムマップ、コース・ツリー、学生便覧等)	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程 の教育活動の状 況	基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること	(1)専攻科の教育課程が、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮していることを確認する。	連携及び発展等の考慮状況が確認できる資料(科目系統図、連携状況を示す資料等)	—	副校長(専攻科長) 副校長(教務主事)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程 の教育活動の状 況	基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(1)創造力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。(学校としてどう捉え、どう展開しているか。【より望ましい取組として分析】) ・PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料により分析する。 ・創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析する。 ○全学的に取り組まれているPBL型授業、アクティブラーニングなどのグループワーク授業が想定されている。	※本観点では、各校の特色・強みを生かした特に優れた取組を行っている場合に、具体的な取組内容、学校としての取組状況及びその実績が確認できる資料を提示すること。 ・教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料(PBL型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等)	資料6-3-3-(1)-01 令和7年度MIPPE関係資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程 の教育活動の状 況	基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(2)実践力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。【より望ましい取組として分析】 ・実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料により分析する。 ○全学的に取り組まれているインターンシップ、企業との連携授業などが想定されている。	教育プログラムの一環として行われている、実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料(シラバス、授業教材、受講者数等)	資料6-3-3-(2)-01 令和7年度MIPPE関係資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程 の教育活動の状 況	基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(3)その他、(1)(2)以外の観点(例:学生の国際性涵養(かんよう)など)に係る教育方法の工夫を行っているものがあれば確認する。【より望ましい取組として分析】 ○国際性涵養を目的とした英語資格試験の受験指導、英語による授業などが想定されている。	教育プログラムの一環として行われている取組で、(1)(2)以外(例:学生の国際性涵養(かんよう))に向けた教育などで教育方法の工夫を行っているものがあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。(シラバス、授業教材、受講者数等)	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	(4)(1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられていることを確認する。【より望ましい取組として分析】	これらの取組実績により得られた、優れた成果が確認できる資料	資料6-3-3-(4)-01 令和7年度MIPPE関係資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	(1)1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	35週が確保されている状況が確認できる資料(行事予定表、時間割表等)	資料6-4-1-(1)-01 令和7年度行事予定表	副校長(教務主事) 副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(1)CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されているか。 ・CPに照らして、講義、演習、実験、実習の授業形態のバランスが適切であること。	授業形態の開講状況(専攻別の授業形態の構成割合等)が確認できる資料	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(2)教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■教材の工夫	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■少人数教育	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■対話・討論型授業	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■フィールド型授業	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	■情報機器の活用	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	□基礎学力不足の学生に対する配慮	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	□その他	チェックした項目の実施体制が確認できる資料(シラバス、事例を示す資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP 及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(3)CPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていることを確認する。 ・シラバスの作成要領やフォーマットに規定された項目(授業科目名、単位数、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等)についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等)が設定されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていること。	シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(4)組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていることを確認する。 ・すべてのシラバスを、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を図っているか。また、学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか確認する。	シラバスの周知状況について、組織的な確認の体制が確認できる資料 シラバスの活用状況を把握する体制が確認できる資料 シラバスの活用状況について、改善を行った事例がある場合は、改善事例の具体的内容が確認できる資料	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	(5)授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していることを確認する。また、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されていることを確認する。	学則において学修単位科目の授業形態ごとの授業時間を規定する箇所、明示状況が確認できる資料(シラバス、履修要項、学生便覧等)	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	観点6-4-③ CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること	(1)学生への教養教育や研究指導が適切に行われていることを確認する。	教養教育や研究指導の実施状況が確認できる資料 特別研究の指導の枠組み及び指導状況と内容を示す資料(指導教員・副指導教員の指導状況、技術職員の研究のサポート状況等)	—	副校長(専攻科長)	—	直近の認証評価(令和元年度)の受審状況を踏まえ、評価対象外とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(1)学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□他専攻の授業科目の履修を認定	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■インターンシップによる単位認定	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(1)-07 令和7年度インターンシップの単位認定資料(専攻科生)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■準学士課程教育との連携	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料6-5-1-(1)-02 特例適用専攻科の認定科目表	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■資格取得に関する教育	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料6-5-1-(1)-03 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料6-5-1-(1)-05 令和7年度知識・技能審査による単位認定一覧(専攻科生)	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満了、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■他の高等教育機関との単位互換制度	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(1)-01 学則及び教育課程 資料6-5-1-(1)-03 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料6-5-1-(1)-06 令和3年度他大学履修科目の単位認定(専攻科生)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□個別の授業科目内での工夫	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■最先端の技術に関する教育	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(1)-04 シラバス(特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■その他	教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(1)-08 入学前ガイダンス資料	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(2)他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	単位互換制度の内容が確認できる資料(関係規程等)	資料6-5-1-(2)-01 学則及び教育課程 資料6-5-1-(2)-02 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料6-5-1-(2)-03 令和7年度知識・技能審査による単位認定者一覧R07.07.18認定分まで	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(3)教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているか。	実施しているガイダンスとしてチェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項)	資料6-5-1-(3)-01 専攻科オリエンテーション資料 資料6-5-1-(3)-02 学位授与申請説明会資料	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	(4)特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているか。	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 学科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□留学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 学科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	■障害のある学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 学科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-1-(4)-01 茨城工業高等専門学校 バリアフリー支援室規則	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□社会人学生	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 学科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-① 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	□その他	チェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項) 学科生と合同実施の場合は、その説明を記述する。 受入実績がない場合は、その旨の説明と、受け入れた場合の対応方針を記述する。 その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	(1)学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■担任制・指導教員制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(1)-07 令和7年度学修総まとめ科目担当教員一覧 資料6-5-2-(1)-08 茨城工業高等専門学校教員組織規則	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■オフィスアワーの整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(1)-01 令和7年度授業時間割	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■対面型の相談受付体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(1)-01 令和7年度授業時間割 資料6-5-2-(1)-06 学生便覧(オフィスアワー、5ページ)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	□電子メールによる相談受付体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(1)-02 GoogleClassroom画面(知的財産論特論) 資料6-5-2-(1)-11 GoogleClassroom画面(専攻科特別実験)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■資格試験・検定試験等の支援体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(1)-03 特別学修の単位の認定及び茨城工業高等専門学校で修得すべき科目とみなす単位の認定に関する規則 資料6-5-2-(1)-04 単位振替申請一覧(教務委員会審議資料) 資料6-5-2-(1)-09 茨城工業高等専門学校キャリア支援室規則 資料6-5-2-(1)-10 [5] 専攻科生のTOEIC公開テスト受験料補助についての申合せ	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■外国への留学に関する支援体制の整備	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(1)-05 学生のキャリア相談記録(加工済み) 資料6-5-2-(1)-12 茨城工業高等専門学校キャリア支援室規則	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	□その他	チェックした項目の整備状況が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(教務主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	(2)学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長) 副校長(学生主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■担任制・指導教員制の導入	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(2)-01 令和7年度授業時間割 資料6-5-2-(2)-02 茨城工業高等専門学校教員組織規則 資料6-5-2-(2)-03 令和7年度学修総まとめ科目担当教員一覧	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■学生との懇談会	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(2)-06 令和7年度校長先生と専攻科生との懇談議事録 資料6-5-2-(2)-07 令和7年4月期全学年対象担任面談について(通知依頼)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	■意見投書箱	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	資料6-5-2-(2)-04 学生便覧 資料6-5-2-(2)-05 学校への意見提案	副校長(学生主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	□その他	チェックした項目の制度内容が確認できる資料(関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等) その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況が確認できる資料を提示する。	—	副校長(専攻科長) 副校長(学生主事)	—	根拠資料の提出がなく、本項目が選択項目であることを考慮し、該当なしで扱います。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	観点6-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】	(1)提供された機会を利用して学生が海外で学習していることを確認する。【より望ましい取組として分析】 ○支援制度とともに過去5年分の実数の提示が必要	支援体制が確認できる資料(関係規程、利用実績等)	資料6-5-3-(1)-01 令和5年度専攻科委員会メール審議関係資料 資料6-5-3-(1)-02 学生のキャリア相談記録(加工済み)	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-① DP 及びCPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	(1)成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき策定されていることを確認する。 ・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたもの。	成績評価や単位認定に関する規程等	—	副校長(専攻科長)	—	本校専攻科は、令和4年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断します。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-① DP 及びCPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	(2)成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていることを確認する。	成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料(関係規程、成績判定会議に関する資料等)	—	副校長(専攻科長)	—	本校専攻科は、令和4年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断します。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-① DP 及び CP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	(3)学修単位科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	学修単位科目の授業時間外学修を把握する体制、手法、手順等に関する資料(会議資料等)	—	副校長(専攻科長)	—	本校専攻科は、令和4年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断します。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	(1)成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていることを確認する。 ・学生に対して、学校として刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていること。	周知を図る取組の内容が確認できる資料(学生便覧、ウェブサイトでの明示等)	資料6-6-2-(1)-01 学生便覧(本校HP掲載版)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	(2)追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定められていることを確認する。	追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定められた規程等	資料6-6-2-(2)-01 茨城工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則 資料6-6-2-(2)-02 再試験の運用に関する申合せ 資料6-6-2-(2)-03 学生便覧(本校HP掲載版)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	(1)成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校の組織的な措置として、成績評価の妥当性(シラバスどおりに成績評価が行われていること)、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返し出されていないこと、試験問題のレベルが適切であることに関するチェックが行われていることを確認する。	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程、前年度のチェック結果が確認できる資料等) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)定正措置が行われたことを確認できる資料等)	資料6-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料6-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料6-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(専攻科長)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○=満たす、△=改善要、 ×=不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	□成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認)	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程、前年度のチェック結果が確認できる資料等) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料等)	資料6-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料6-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料6-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(専攻科長)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	□答案の返却	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程、前年度のチェック結果が確認できる資料等) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料等)	資料6-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料6-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料6-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(専攻科長)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	□模範解答や採点基準の提示	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程、前年度のチェック結果が確認できる資料等) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料等)	資料6-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料6-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料6-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(専攻科長)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	□同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程、前年度のチェック結果が確認できる資料等) 同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料等)	資料6-6-3-(1)-01 教員相互による定期試験問題等のチェックに関する申合せ 資料6-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料6-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(専攻科長)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	□試験問題のレベルが適切であることのチェック	学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料(全ての項目について、どのようにチェックするか記された規程、前年度のチェック結果が同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料(関係の会議資料、議事録、(あれば)是正措置が行われたことを確認できる資料等)	資料6-6-3-(1)-02 成績資料(本科・専攻科)保存と相互チェック実施要領 資料6-6-3-(1)-03 定期試験問題等相互チェックシート	副校長(専攻科長)	△	令和7年度定期試験問題等相互チェックシート(最終成果物)を提出してください。次年度は運用方法の再検討を行ってください。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	観点6-6-④ 成績に対する異議申立制度が組織的に設けられていること	(1)成績評価結果に関する学生からの申立ての機会が規程等により定められていることを確認する。	学生からの申立てについて定めた規程等	資料6-6-4-(1)-01 R8学生便覧(2-2 専攻科履修ガイド)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること	観点6-7-① 修了認定基準をDPに従って、組織として策定していること	(1)学校が定める修了要件が組織的に策定されていること	修了要件が組織的に策定されていることが確認できる資料(学則、修了認定基準等)	—	副校長(専攻科長)	—	本校専攻科は、令和4年度に特例適用専攻科の認定を受けているため、本観点を満たしていると判断します。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること	観点6-7-② 策定された修了要件が学生に周知されていること	(1)修了認定基準が学生に周知されていることを確認する。 ・修了要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていること。	周知した資料(学生便覧、ウェブサイトでの明示等)	資料6-7-2-(1)-01 専攻科オリエンテーション資料	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること	観点6-7-③ 修了の認定が、修了認定基準に基づき組織的に実施されていること	(1)修了認定基準に基づき、組織として修了認定していることを確認する。	修了判定時に使用する様式等	資料6-7-3-(1)-01 令和6年度卒業・修了認定会議資料(加工済み)	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点6-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること	(1)学生が修了時に身に付ける学力・資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていることを確認する。	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料6-8-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校アセスメントプラン	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点6-8-② 修了時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	(1)学生が修了時に身に付けた学力・資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。	意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(修了時アンケート、アンケート結果、会議資料等)	資料6-8-2-(1)-01 令和6年度卒業・修了時アンケート結果集計 資料6-8-2-(1)-02 在校生、卒業生、就職先・進学先のアンケート結果について 資料6-8-2-(1)-03 令和7年度第4回教務委員会・第3回専攻科委員会合同会議議事要旨	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点6-8-③ 修了後一定期間の就業経験等を経た修了生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	(1)学生が修了時に身に付けた学力・資質・能力について、修了生(修了直後でない者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。	意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(修了生アンケート、アンケート結果、会議資料等)	資料6-8-3-(1)-01 令和6年度卒業・修了後5年までの方へのアンケート集計結果 資料6-8-3-(1)-02 在校生、卒業生、就職先・進学先のアンケート結果について 資料6-8-3-(1)-03 令和7年度第4回教務委員会・第3回専攻科委員会合同会議議事要旨	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること	観点6-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること	(1)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。	意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料(就職・進学先アンケート、アンケート結果、会議資料等)	資料6-8-4-(1)-01 令和6年度就職先企業・進学先大学アンケート集計結果 資料6-8-4-(1)-02 在校生、卒業生、就職先・進学先のアンケート結果について	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-9 AP が具体的かつ明確であること	観点6-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、AP が定められていることを確認する。	専攻科課程のAP	資料6-9-1-(1)-01 HP	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-9 AP が具体的かつ明確であること	観点6-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	(2)AP が、以下の内容を含んでいることを確認する。(すべての項目にチェック必須)	専攻科課程のAP	—	副校長(教務主事)	—	当該行以降の各項目に対する回答をもって、本項目の要件は満たされていると考えられるため、本項目についての審査は不要とします。
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-9 AP が具体的かつ明確であること	観点6-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	■入学者選抜の基本方針	専攻科課程のAP	資料6-9-1-(2)-01 HP	副校長(教務主事)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-9 AP が具体的かつ明確であること	観点6-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	■求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)	専攻科課程のAP	資料6-9-1-(2)-01_HP	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点6-10-① AP に沿った適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること	(1)AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等)、面接内容、配点・出題方針その他)となっていることを確認する。 ・選抜区分ごとに、入学者選抜の方法(学力検査、面接等)が入学者選抜の基本方針に適合していること。 ・面接が含まれている場合は、面接の要領が整備されていること。 ・実施体制の整備状況(組織の役割、構成、合格者決定プロセス等)。	選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、可否判定基準、可否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料(議事要旨等)	6-10-1-(1)-01 茨城工業高等専門学校入学選抜に関する規則 6-10-1-(1)-02 R8専攻科学生募集要項 6-10-1-(1)-03 専攻科学生選抜基準(現地閲覧資料) 6-10-1-(1)-04 入学試験委員会専攻科入学推薦選抜・タイ政府奨学金留学生特別選抜合格者判定資料及び議事要旨(現地閲覧資料) 6-10-1-(1)-05 入学試験委員会専攻科学力選抜試験合格者判定資料及び議事要旨(現地閲覧資料)	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点6-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること	(1)検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていることを確認する。 ・入試に関する委員会等における検証するための組織や具体的な取組(改善のための情報収集等の取組を含む。)の状況。	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)	資料6-10-2-(1)-01 茨城工業高等専門学校入学選抜に関する規則 資料6-10-2-(1)-02 茨城工業高等専門学校アセスメントプラン	副校長(専攻科長)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点6-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること	(2)(1)の体制の下、実際に入学した学生が、AP に沿っているかどうかの検証が行われていることを確認する。	検証した資料(会議資料等)	資料6-10-2-(2)-01 令和7年度 第4回専攻科委員会資料 資料6-10-2-(2)-02 令和7年度 卒業・修了認定会議資料 資料6-10-2-(2)-03 令和7年度 進級認定会議資料	副校長(専攻科長)	○	

領域	認証評価基準	観点	自己点検・評価内容	根拠として必要な資料	業務実施・資料提出	担当(副校長・センター長)	自己点検・評価委員会による評価 ○＝満たす、△＝改善要、 ×＝不十分	優れた点 改善を要する点
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-10 学生の受入れが適切に実施されていること	観点6-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること	(3)(2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられていることを確認する。	検証結果を改善に役立てている状況が確認できる資料	— ※R7年度は専攻科委員会、卒業・修了認定会議及び進級認定会議にて確認した結果、特に意見がなかったため入学試験委員会において審議する予定なし。 R8年度は、第1回専攻科委員会でR7年度専攻科修了認定会議と専攻科進級認定会議で確認したことを踏まえてAPの変更の有無を確認結果を踏まえて入試委員会で入学選抜の改善が必要か検討する予定。	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-11 実入学者数が適切な数となっていること	観点6-11-① 実入学者数が適切な数となっていること	(1)収容定員(又は入学定員)が専攻ごとに学則で定められていることを確認する。	学則の該当箇所	資料6-11-1-(1)-01_学則	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-11 実入学者数が適切な数となっていること	観点6-11-① 実入学者数が適切な数となっていること	(2)募集定員と実入学者数に乖離(かいり)があることは受験生の信頼を低下させる可能性があることから、専攻ごとの入学定員(収容定員を定めている場合は、収容定員を2で除した数)と実入学者数との関係を把握されていることを確認する。	【様式2-2】平均入学定員充足率計算表(実入学者数が入学定員から大幅に乖離(かいり)している場合)教職員の配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていることを示す資料、適切な教育成果が上がっていることを示す資料	資料6-11-1-(2)-01_様式2-2 平均入学定員充足率計算表	副校長(教務主事)	○	
領域6 専攻科課程の教育活動の状況	基準6-11 実入学者数が適切な数となっていること	観点6-11-① 実入学者数が適切な数となっていること	(3)入学定員が定められている専攻科に係る教育体制が、教育効果を担保する観点から収容定員に応じて適切に整備されていることを確認する。この際、過去5年間平均の実入学者数が0.7 倍以上～1.3 倍未満の範囲にない場合には、特に、学校としてその状況を把握、分析した上で、教職員の配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていること、また適切な教育成果が上がっていることを確認する。	体制の整備状況が確認できる資料(関係規程等)【様式2-3】担当教員一覧表等	資料6-11-1-(3)-01_様式2-3担当教員一覧表	副校長(教務主事)	○	